

# 目次

## 1. 事業実施概要

## 2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

### 2-1. スイス

### 2-2. ドイツ

### 2-3. 英国

### 2-4. フランス

### 2-5. EU

### 2-6. (参考) 北欧諸国

## 3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

### 3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

### 3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

## 2-4. フランス

## 食料純輸出国であり、食料安全保障法制が存在しない（食料供給確保については有事法制の中にのみ位置付け）。一方、近年の情勢を踏まえた戦略検討は行われつつある

- ▶ フランスにおいては、食料安全保障に特化した法整備は無し  
（2022年フランス会計検査院報告書第6章にて、「食料供給確保のための正式な国家戦略がない」と指摘）
  - ▶ 食料自給率が100%を大きく超過し、輸出国であることが背景にある
  - ▶ なお、不測時の食料供給関連の法制度は、「有事法制」の中にのみ位置付けられており、国防法典中には、食料供給に向けた農業大臣の役割・権限の条項あり
- ▶ ただし、2022年のフランス会計検査院報告書において、不測時に備えた中央政府によるモニタリング及び支援強化を勧告。また、近年のウクライナ紛争等の情勢を受けた戦略・イニシアティブ等の検討も行われている（後述参照）

# フランス国防法典（Code de la défense） 条文R1337-1～R1337-12において、経済防衛のうち食料に関する記載を確認した

## フランス国防法典 食料セクション の構成

※仮訳

### R. 第1337-1条（農業担当大臣の責任）

第1111条の2に規定する場合において、人間の消費を目的とする食料品および製品ならびに家畜の飼料に対する需要を満たすことは、農業を担当する大臣の責任とする。農業担当大臣は、民間人に食糧および製品を供給し、軍隊に食糧および製品を供給する責任を負う。この目的のため、農業担当大臣は、食料品及び食料製品のニーズの特定、生産、加工、保護、組立及び分配に関するすべての措置の準備及び実施に責任を負う。

### R. 第1337-2条（農業担当大臣の責務実施内容）

農業担当大臣は、首相の指示に従い、関係大臣と連携して、特に以下を確保する：1° 防衛の必要性に応じた農林業の生産の方向づけと、これらの地域における防衛措置の準備；2° 内務大臣が定める民間防衛措置の枠内で、資源、家畜、食料品、食品を破壊行為、破壊、汚染から保護すること；3° 国防大臣が表明する必要性を考慮した国家供給計画の作成；4° 在庫の決定と構成5° 在庫分配措置の準備と実施6° 補給品の運用に不可欠な管理および専門組織の準備と確立；7° 給油に関して適用される規則の作成；8° 食品部門における保護措置の準備の実地管理。

### R. 第1337-3条（防衛・安全保障上級官、防衛大臣、国防大臣の役割）

防衛・安全保障の上級職員は、農業大臣に課された防衛措置の準備において農業大臣を補佐する。農業・食品部門における防衛措置の準備に責任を負う専門機関があり、特に、首相の決定により、農業担当省内に物資中央管理局を設置する。国防大臣は、農業担当大臣に、総監1名と軍コミッサリアート勤務の将校1名を任命する。これらの将校は出向の地位にある。総監の任務は、補給品に関する事項で国防高官を補佐することである。

### R. 第1337-4条（各地域における食料部門の防衛措置準備及び実施）

各地域及びコルシカ特別自治区において、食料部門における防衛措置の準備及び実施は、防衛区域の県知事の権限の下、農業担当大臣の指示に従うものとする。国防大臣は、各防衛区域の県知事に対し、物資の問題で県知事を補佐する軍隊委員会の将校を任命する。後者は別働隊の地位に置かれる。防衛地帯の県知事は、部局レベルで実施される作業を調整する責任を有する補給事務所を有し、また、首相の決定によって設置される地方補給総局の動員機関を構成する。

### R. 第1337-5条（県知事の責任）

各部門において、食品部門における防護措置の準備と実行を担当する都道府県知事は、関係するさまざまな業務の調整を確保する。このため、都道府県には、物資の準備に責任を負い、内閣総理大臣の決定によって設置される都道府県物資供給総局および下部執行機関の動員機関を構成する都道府県物資供給事務所が設置される。地方首都では、この事務所は地方事務所とは別に設置される。

出所)

<<https://www.codes-et-lois.fr/code-de-la-defense/toc-principes-generaux-defense-mise-oeuvre-defense-non-militaire-41a364c-texte-integral#:~:text=Sauf%20d%C3%A9cision%20contraire%20du%20Premier%20ministre%2C%20toutes%20les,de%20l'agriculture%20selon%20des%20modalit%C3%A9s%20fix%C3%A9es%20par%20d%C3%A9cret.>>

### R. 第1337-6条（地域部局の責任）

地域供給局および部局供給局の構成は、R. \* 1141-4条の規定に従う。

### R. 第1337-7条（食料資源の分配措置）

食用または飼料用の食品資源の管理および割り当てのために定められた措置は、以下に適用される：1° 国内で使用可能な全ての起源の食品；2° 食用に供するために職人的または工業的加工を受けなければならない植物性または動物性の材料；(3) そのような加工から生じる製品管理および流通は、生産、加工、流通の各段階における状態、所有者、保有者を問わず、すべての食品資源に対して行うことができる。同様の措置は、国内消費用または海外への直接輸送以外の一時的な手配のために税関申告が行われた輸入食品資源にも適用することができる。

### R. 第1337-8条（農業担当大臣の権限）

第1111条の2に規定された事情により、食糧資源の管理と流通が不可欠な場合、農業担当大臣は、第1141条の3の規定に従い、食糧資源の生産、集合、貯蔵、加工、流通、分配および販売のすべての形態を規制するために必要なすべての決定および措置をとる権限を有する。特に以下のことができる、1° 農業生産を供給ニーズに適合させることを規定する；(2) 有用とみなされる宣言を規定し、特定の在庫を凍結する；3° 資源を集め、移転するために必要と考える規則、特に特別会計を課す；4° 個人、グループまたは企業が保有する株式の売却を命じる；(5) 資源の生産者または保有者に対し、その者が指定する者または団体にのみ資源を引き渡すよう要求する；6° 食品原材料の加工業者への供給条件及び加工の技術的方法を定める；7° 特定の資源保有者に在庫の維持を義務付け、最も脅威にさらされている地域に所在する在庫の移動を規定する；8° 流通を規制する；(9) 規定された措置の実施を監視すること。

### R. 第1337-9条（政府による食料配給措置の決定）

満たすべき食糧需要の階層と必要な配給措置は、R. \* 1142-12条の規定を考慮し、農業担当大臣の提案に基づいて首相が決定する。

### R. 第1337-10条（資源の収集・備蓄・分配）

資源の収集、貯蔵および分配の業務は、農業担当大臣またはその代理人によって承認された、行政の管理下にある様々なレベルの地域組織、専門機関、または自然人もしくは法人に委託することができる。承認された専門家団体の権限と義務は、当該団体の会員であるか否かにかかわらず、当該活動分野のすべての事業者に適用される。

### R. 第1337-11条（機密保持）

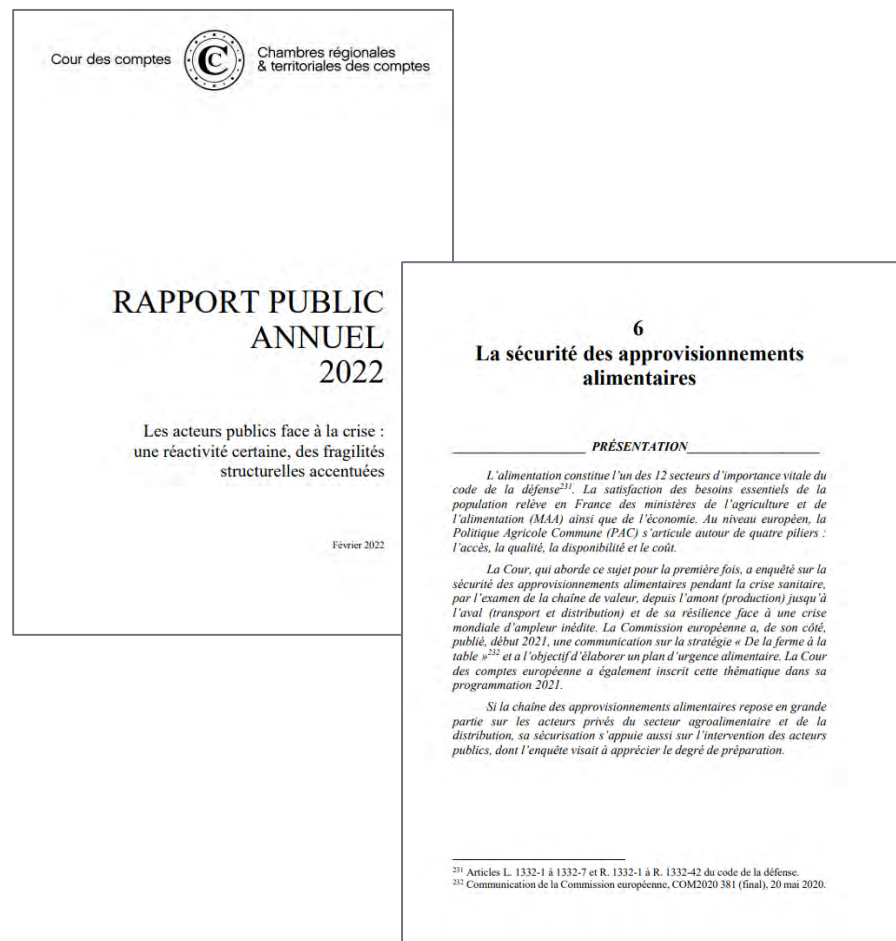
資源の集合又は配分に関する措置の準備又は実施に責任を有する者は、防衛秘密の保護に関する規則に拘束される。

### R. 第1337-12条（食品産業について）

内閣総理大臣の別段の決定がない限り、すべての食品産業は、政令で定める手続に従い、農業担当大臣の管理下におかれる。

## 2022年に公表されたフランス会計検査院報告書にて、これまで正式な国家戦略及び部局の存在がないものの今後不測時のための体制を整えることの重要性が唱えられている

\*仮訳



### フランス会計検査院報告書（2022） 第6章 食料安全保障

#### コロナ禍の影響により指摘された主な課題点：

- ▶ 2011年に発出したインフルエンザパンデミックプランを除いて、**国家として危機管理戦略を立てていなかった**
- ▶ フランスの特定の投入資材の輸入依存度の削減
- ▶ 国際市場におけるフランスの競争力の漸進的な低下に苦しむ国内農業モデルの弱点の克服（国民への安定供給と貿易相手国への輸出のバランスを取る必要性）
- ▶ フランスアグリメールの監視ツールでは完全には確保できない戦略的備蓄在庫の特定が優先課題である。必要不可欠な事業の指定によって提供される柔軟性を活用して、省庁間のマッピング演習を実施すべきである
- ▶ もうひとつの優先事項は、食料へのアクセスの地理的・社会的側面をよりよく考慮し、食料援助の組織を強化することである

#### 会計検査院によるレコメンデーション：

- ▶ 2023年末までに、食料サプライチェーンにおける脆弱性の診断を確立し、万人のための食糧の特定という観点から結果を導き出す（MAA、MEFR、SGDSN）
- ▶ 2022年から、領事ネットワークおよび専門組織と連携し、農業および農業に携わる中小企業の支援を強化、また農業・農業食品分野の中小企業の活動の継続性を確保するため、危機への備えに関する支援を強化する。（MAAおよびMEFR）。

欧州委員会への聞き取り結果として、フランスには有事法制を除く食料安全保障法制度は制定されていない旨、及び民間の不測事態を想定した食料備蓄等に行っていない旨を聞き取り済み（欧州委員会ヒアリングより）

# 【参考】フランスは食料供給確保のための国家戦略はないと明言しているものの、ウクライナ情勢を踏まえた取組（緊急時確保計画の策定）がなされている



## ウクライナ危機：経済・社会レジリエント計画における農業及びアグリフード分野の対応（2022）

\*一部抜粋/仮訳

フランス政府はウクライナ情勢を踏まえ、農業及びアグリフードの分野においてロシア又はベラルーシから輸入されていた肥料及びエネルギー価格の上昇、世界の穀物価格の上昇、また飼料価格の上昇を受け、レジリエンスプランを発表した。ただし、農業・食品大臣のJulien Denormandie氏はフランスでの食料供給不足のリスクはないとしている。

### 4つの即時的な対応

- ▶ 飼料の価格上昇に伴う対応  
最大4億ユーロの予算を組み、飼料の価格上昇に伴う農家の費用負担を実施（4か月間）
- ▶ 燃料価格上昇の対応  
15セント（税抜き）のリバート措置：農家が使用するRNG（非道路用ガス）にも適用し、VATを含めてフランス首都圏で18セント、コルシカ島で17セント、フランス海外で15セント
- ▶ ガス価格上昇の対応  
上限2,500万ユーロの支援金措置（農業等関連ビジネスでガスと電気の費用が経費の3%以上そ占め、エネルギー価格の上昇により2022年に赤字になる企業が対象）  
また、補償は支出の半分となっている
- ▶ その他価格上昇等に伴う困難における措置  
価格上昇により経営が悪化した農家を考慮して、社会補償金の負担湧くが6,000万ユーロまで引き上げられる

### 4つの追加対応

- ▶ アグリフード生産者及びそれらビジネスを保護するための新たな貿易交渉  
締約国間の透明かつ建設的な対話に基づいて、指数化と再交渉メカニズムの導入、物流上の罰則の枠組みなどを伴う新たな交渉が開始され、毎週設置される商業関係監視委員会の一環として、スーパーマーケットチェーンと農産物・食品の供給業者が合意した
- ▶ 2022年度の肥料の確保  
輸入原料と国内肥料生産を確保するためのワーキンググループの設置、肥料の入手に係る規制措置等の施行または延期、そして地域で生産された有機肥料の開発及び利用の促進を実施
- ▶ 植物性タンパク質の生産上昇  
CAP2022に向けた休閑地の例外的措置
- ▶ 依存関係の脱却  
“France Recovery Plan”及び“France 2030”等計画を踏まえ、緑肥の生産及び有機肥料改修部門の発展による“Nitrogen Sovereignty Plan”の実行、“France 2030”に基づく植物性タンパク質強化、再生可能エネルギー含む農業及び農産食品産業の脱炭素化計画の策定、そして海外領土と密接にかかわるフランスとヨーロッパの「果物と野菜」計画の策定からなる4つの取組による長期的な変革を実施

## 【参考】また、国内外の食料安全保障のため、EU、G7、アフリカ連合と連携しFARM（Food & Agriculture Resilience Mission）イニシアティブ導入を決定した

\*一部抜粋/仮訳

外務大臣、農業・食品大臣、貿易大臣は最も脆弱な国の食料安全保障のための**食料・農業強靱化ミッション（FARM）イニシアティブの実施における**会合を実施した。また、フランス大統領は3月24日、欧州連合、G7、アフリカ連合のパートナーと協力して、この国際的取り組みの立ち上げを発表した。

FARMイニシアティブは、**ロシアのウクライナ戦争による世界の食料安全保障への悲惨な影響を防ぐことを目的としている。**それは、多くの脆弱な国々において、穀物、特に小麦の価格、生産、アクセス、供給のレベルに劇的な影響を及ぼしており、いかなる状況であっても、農産物が地政学的な目的のために戦争の兵器となるべきではないという考えに基づく。また、すべての人の食料へのアクセスを確保するため、フランスはFARMにおいて、さまざまな国際主体、国際機関、民間部門の代表、市民社会が十分な役割を果たす多国間かつ包括的なアプローチを推進している。

### 同取組における3つの柱

1. 貿易：農産物市場の緊張を緩和し、物流の完全な透明性を確保し打とうな貿易障壁を排除する
2. 連携：ウクライナの農業能力を支援し、最もウクライナ情勢の影響を受けた国々で適正な価格で農産物へのアクセスを確保し、農業生産レベルにおける戦争の影響を軽減する施策の準備
3. 生産：持続可能な方法で農業能力を強化

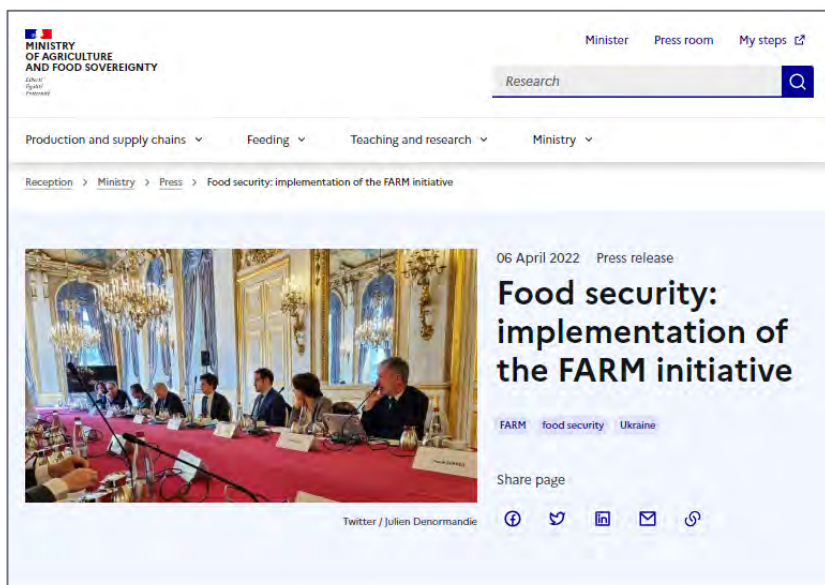
また、同取組の開発・推進を支援するために学術的ワーキンググループによる会議が行われた。

### 会議の目的

1. 今世紀初頭以来の農業と食品の力学の複雑さと、差別化された戦略を開発することなくこれらの問題に関する関係者の戦略的競争が激化していることの再認識
2. ウクライナ戦争が世界の食糧安全保障、特にアフリカ大陸に及ぼす連鎖的な影響を強調
3. EUとフランスが直面する課題を強調しながら、FARM イニシアチブを短期的および長期的に予測するための一連の前向きな考察を共有

### 主な内容

- ▶ ウクライナとロシアという農産物及び食料品の生産・輸出国の光線による世界規模での食料不安の高まりにおいて、5つの課題点・提案をディスカッションペーパーとして取りまとめている
- ① **EUとフランスの役割**：ヨーロッパにとっての戦争による直接的な農業リスクは、主にウクライナ産のヒマワリ油とトウモロコシの輸入、および窒素およびケイ素肥料の輸入に関係しており、また世界の食料情勢に関して、欧州政策の課題は小麦の輸出能力の強化に関係している。世界の食料安全保障に注意を払うことで、環境、気候、生物多様性に対する深刻な脅威や、食料生産と加工システムが生産に不可欠な天然資源の枯渇につながってはならないためヨーロッパの農業は、生産能力の問題と環境問題を組み合わせる必要がある
- ② **緊急人道支援**：各地域やステークホルダーの連携を強めることで人道的支援の効果を最大化する
- ③ **農産物・穀物の備蓄**：不測時の農作物価格の変動に対応するため、備蓄の実施を図る。また、備蓄報告義務の強化・資金提供、市場観測ツールのAMISやGEOGLAMとの調整、また栄養と食料システムへの影響を結びつける情報システムに関する国際的な研究も必要
- ④ **地中海及びアフリカ地域における農業及び食料安全保障の確保**：該当地域における農産物輸入依存は今後も増大する可能性が高く、また社会政治的な不安定さが続く可能性も高いことより、貧困問題や食料補助金プログラム等支援を実施、また農業のアグロエコロジカルな移行を推進する必要がある
- ⑤ **燃料と食料供給**：EUはロシアのエネルギー輸出に依存していた経緯があり、今後代替方法へ移行していく必要がある



### FARMイニシアティブ導入に向けた会議の開催(2022)

出所) “Sécurité alimentaire : mise en œuvre de l’initiative FARM” “Initiative FARM : document de réflexion du Groupe de travail académique”

<<https://agriculture.gouv.fr/securite-alimentaire-mise-en-oeuvre-de-linitiative-farm>> <<https://agriculture.gouv.fr/initiative-farm-document-de-reflexion-du-groupe-de-travail-academique>>

# 目次

## 1. 事業実施概要

## 2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

### 2-1. スイス

### 2-2. ドイツ

### 2-3. 英国

### 2-4. フランス

### 2-5. EU

### 2-6. (参考) 北欧諸国

## 3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

### 3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

### 3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2-5. EU



## EUの調査結果については、以下の2区分に基づく構成で以下の頁を記載する

- ▶ EUの法制度は主権国家における法制度とは性質が異なるため、本章では以下の2区分に基づき、法制度の概要及び発動事例についての整理を行う：
- ①CMO規則（“例外的市況”における“例外措置”の規定） 及び
  - ②Single Market Emergency Instrument（SMEI）に紐づく措置（より“不測時”を想定した内容）

| 1 CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格支持措置                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 政府介入（Buying-in）（第11-16条）</li> <li>▶ 民間貯蔵援助（PSA, private storage aid）（第17-18条）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 例外措置                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市場の混乱に対する措置（Measures against market disturbance）（第219条）</li> <li>▶ 家畜伝染病および公衆、家畜または植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置（Measures concerning animal diseases and loss of consumer confidence due to public, animal or plant health risks）（第220条）</li> <li>▶ 特定の問題を解決するための措置（Measures to resolve specific problems）（第221条）</li> <li>▶ TFEU101条1項の適用（Application of Article 101(1) TFEU）（第222条）</li> </ul> |

➡EU共通農業政策（EU CAP）の第一の柱の内「価格支持」政策を主たる目的として、例外的市況への対応措置を規定した法制度

| 2 Single Market Emergency Instrument（SMEI） |                                                                                                                       |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画                 | ▶ EFSCM（European Food Security Crisis preparedness and response Mechanism）                                            |
| 食料安全保障及び食料システムのレジリエンス向上                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国家補助に関する臨時危機枠組（2022）</li> <li>▶ 農業投下財価格上昇により影響を受ける農家への例外的措置（2022）</li> </ul> |
| その他                                        | ▶ 価格変動ダッシュボードのアップグレード（2022） 等                                                                                         |

➡“欧州グリーンディール”における“F2F戦略”に基づき、EU単一市場における“不測時”への対応を想定した枠組

# “CMO規則”（Regulation (EU) No.1308/2013）は、第1章で価格支持政策を規定する他、第5章では“例外的措置”を規定している

## CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013）（主要条文抜粋）

### タイトル1 市場介入

#### 第1章 公的介入と民間貯蔵への支援

##### 第1節 公的介入と民間貯蔵への援助に関する総則

- 第8条.適用範囲
- 第9条.対象製品の原産地
- 第10条.枝肉の分類

##### 第2節 公的介入

- 第11条.公的介入の対象となる製品
- 第12条.公的介入期間
- 第13条.公的介入の開始と終了
- 第14条.固定価格での買い取りまたは入札の実施
- 第15条.公的介入価格
- 第16条.公的介入による処分に関する一般原則

##### 第3節 民間貯蔵のための補助

- 第17条.対象商品
- 第18条.援助付与の条件

#### CMO介入措置に関する規定

##### 第4節 公的介入と民間貯蔵への援助に関する共通規定

- 第19条.権限の委譲
- 第20条.審査手続きに応じた実施権限
- 第21条.その他の実施権

#### 第2章 援助スキーム

- 第1節 教育施設における青果物及び牛乳・乳製品の供給に対する補助
- 第2節 オリーブオイル・テーブルオリーブ分野への援助
- 第3節 果実・野菜分野への援助
- 第4節 ワイン分野の支援プログラム
- 第5節 養蜂分野での援助
- 第6節 ホップ分野における援助
- 第3章 ブドウの植付に関する認可のスキーム
  - 第1節 つる性植物植栽の認可制度の管理
  - 第2節 ブドウの植え付けに関する認可のスキームの管理

### タイトル2 マーケティングおよび生産者組織に関する規則

#### 第1章 マーケティングに関する規則

- 第1節 マーケティング基準
- 第2節 ワイン分野における原産地呼称、地理的表示、伝統的呼称

#### 第2章 個々のセクターに関する特定規定

- 第1節 砂糖
- 第2節 ワイン
- 第3節 牛乳・乳製品

#### 第3章 生産者組織・団体および支部間組織

- 第1節 定義と認識
- 第2節 特定のセクターに関する追加ルール
- 第3節 規則の延長と強制拠出金
- 第4節 供給量の調整
- 第5節 契約システム

#### 第5章a バリュエーション条項

#### 第6節 手続き規定

#### 第3部 第三国との貿易

- 第1章 輸出入許可証
- 第2章 輸入関税
- 第3章 関税割当管理及び第三国による輸入の特別待遇
- 第4章 特定の製品に関する特別輸入規定
- 第5章 セーフガードとインワードプロセッシング
- 第6章 輸出還付金
- 第7章 外部処理
- 第4部 競争規則
  - 第1章 事業者に適用される規則
  - 第2章 国家補助規則

### 第5部 総則

#### 第1章 例外的措置

##### 第1節 市場の混乱

- 第219条.市場の混乱に対する措置

##### 第2節 動物の病気に関する市場支援措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失

- 第220条.動物の病気に関する措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置

##### 第3節 具体的な問題点

- 第221条.特定の問題を解決するための措置

##### 第4節 市場の不均衡が激しい時期の合意・決定

- 第222条.TFEU101条1項の適用

#### 第2章 コミュニケーションと報告

- 第223条.コミュニケーション条件
- 第224条.個人データの処理と保護
- 第225条.委員会の報告義務

#### 第3章 農業部門の危機に対する備え

- 第226条.積立金の使用

#### 第6部 権限の委譲、実施規定、経過規定および最終規定

##### 第1章 権限の委譲と実施規定

- 第227条.委任の行使
- 第228条.緊急時の手続き
- 第229条.委員会の手続き

##### 第2章 経過措置と最終規定

- 第230条.廃止
- 第231条.経過措置
- 第232条.発効と適用

#### “例外的措置”に関する規定

発動実績は過去に複数存在。  
（コロナ禍・ウクライナ紛争等  
以降は特に発動事例が増加  
傾向にある）

→後述で参照

以下の不測事態における公的介入を規定：

- ①固定価格買入れ（Buying-in）
- ②民間備蓄援助（Private Storage Aid, PSA）

→CMO規則及び関連下位法令については次頁以降に概要整理を記載

#### 下位法令（運用規則）

COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013

COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238

COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240

#### 規定概要

- ①固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定
- ②民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定
- ①、②双方の事業者・品目の適格要件
- ②民間備蓄における担保提供・保管場所の要件等を規定
- 実務オペレーションの詳細に関する詳細規定

# EU法によるCMO規則の概要は以下の通り

## CMO規則 (Regulation (EU) No.1308/2013)

### 第1章 公的介入と民間貯蔵への支援

※主要関連箇所のみ抜粋

#### 第1節 公的介入と民間貯蔵への援助に関する総則

- 第8条.適用範囲
- 第9条.対象製品の原産地
- 第10条.枝肉の分類

#### 第2節 公的介入

- 第11条.公的介入の対象となる製品
- 第12条.公的介入期間
- 第13条.公的介入の開始と終了
- 第14条.固定価格での買い取りまたは入札の実施
- 第15条.公的介入価格
- 第16条.公的介入による処分に関する一般原則

#### 第3節 民間貯蔵のための補助

- 第17条.対象商品
- 第18条.援助付与の条件

#### ①固定価格買入れ

EU CAP第二の柱の内、「固定価格買入れ」(Buying-in) 制度を規定  
※量的制限に関する措置は、TFEU43条(3)に従って理事会が講じる(第13条1項)

#### ②民間備蓄補助金

EU CAP第二の柱の内、「民間備蓄補助」(Private Storage Aid, PSA) 制度を規定  
※実施は第229条(2)にいう審査手続に従って採択されるものとする。(第18条2項)  
援助額の確定に関する措置は、TFEU第43条(3)に従って理事会が行うものとする。(第18条3項)

➡直近補発動事例は、2022年3月23日付けの豚肉を対象としたPSA (“COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2022/470”) ※後述参照

“市場の混乱”時における公的介入の実施に際する例外措置の条件等を規定

➡いずれの措置も、発動事例は複数存在。※後述参照

実施に際する審査の主体要件・手順等を規定

## 関連する下位法令

### COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013

- ▶ ①固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定
- ▶ ②民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定

### COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238

- ▶ ①、②双方の事業者・品目の適格要件
- ▶ ②民間備蓄における担保提供・保管場所の要件等を規定

### COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240

- ▶ 実務オペレーションの詳細に関する詳細規定

## Part V

### 第5章 例外的な措置

#### 第1節 市場の混乱

- 第219条.市場の混乱に対する措置

#### 第2節 動物の病気に関する市場支援措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失

- 第220条.動物の病気に関する措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置

#### 第3節 具体的な問題点

- 第221条.特定の問題を解決するための措置

#### 第4節 市場の不均衡が激しい時期の合意・決定

- 第222条.TFEU101条1項の適用

## 第6部 権限の委譲、実施規定、経過規定および最終規定

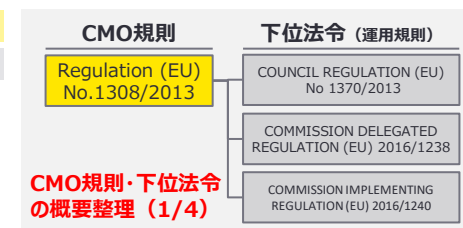
### 第1章 権限の委譲と実施規定

- 第227条.委任の行使
- 第228条.緊急時の手続き
- 第229条.委員会の手続き

## 2-5. EU ①CMO規則：法制度の全体像（3/6）

# 【参考】CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013） 第8～18条の該当条文（仮訳）

|   |                                          |
|---|------------------------------------------|
| 1 | CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013）      |
| 2 | Single Market Emergency Instrument（SMEI） |



### 一般規定

#### 第8条 スコープ

本章は、市場介入に関するルールを規定する：

- (a)加盟国当局が製品を買い取り、廃棄されるまで保管する公的介入。
- (b)民間事業者による製品保管のための補助金の交付

#### 第9条 対象製品の原産地

公的介入による買い入れ、または民間保管のための援助付与の対象となる製品は、連邦内で生産されたものでなければならない。また、農作物に由来する場合は、その農作物は連合内で収穫されたものでなければならない、牛乳に由来する場合は、その牛乳は連合内で生産されたものでなければならない。

#### 第10条 枝肉分類のためのユニオンスケール

枝肉の分類のための連合スケールは、牛肉及び子牛の分野では8月齢以上の牛の枝肉について、豚肉の分野では繁殖に使用された豚以外の豚について、それぞれ附属書ⅣのA及びBの点に従って適用されるものとする。  
羊肉及び山羊肉部門において、加盟国は、附属書ⅣのCに定める規則に従い、羊の枝肉の分類に連合の尺度を適用することができる。

### 公的介入（Public intervention）

#### 第11条 公的介入対象製品

公的介入は、本節に定める条件、および第19条に基づく委任法および第20条に基づく実施法によって欧州委員会が決定する追加要件および条件に従い、以下の製品について適用される：

- (a)一般的な小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ；
- (b)田んぼのお米
- (c)CNコード0201 10 00及び0201 20 20から0201 20 50に該当する牛肉及び子牛肉部門の生鮮又は冷蔵肉；
- (d)組合内の認可事業所において、牛の乳から直接かつ排他的に得られた殺菌クリームから直接かつ排他的に製造されたバターで、最小バター脂肪率82重量％、最大水分率16重量％であるものをいう；
- (e)連合内の認可事業所において、牛乳を原料としてスプレー法で製造された最高品質の脱脂粉乳で、無脂乾物重量に対するタンパク質含有量が34.0％以上であるものをいう。

#### 第12条 公的介入期間

公的介入は、以下の場合に利用できるものとする：

- (a)普通小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ、11月1日から5月31日まで；
- (b)水稲、4月1日から7月31日まで；
- (c)牛肉、仔牛を年間を通して使用します；
- (d)バターおよび脱脂粉乳は、3月1日から9月30日まで。

#### 第13条 公的介入の開閉

1. 第11条にいう期間中、公的介入を行う：

- (a)は、一般的な小麦、バターおよび脱脂粉乳のために開放されるものとする；
- (b)は、市場の状況により必要とされる場合、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ及び水稲（特定の品種又はタイプの水稲を含む）に関して、実施法によって、委員会が開放することができる。これらの実施法は、第229条第2項にいう審査手続に従って採択されなければならない；
- (c)第20条第1項の(c)に従って決定された代表的な期間において、附属書ⅣのA点に言及する牛の死体の分類のための連合の尺度に基づいて記録された加盟国又は加盟国の地域における平均市場価格が、第7条第1項の(d)に定める基準値の85％を下回る場合には、第229条第2項又は第3項の手続きを適用せずに採択した実施法によって、委員会が牛及び子牛部門について開放することができる。
- 2. 欧州委員会は、第20条第1項の(c)に従って決定された代表的な期間において、本条第1項の(c)に規定された条件がもはや満たされない場合、牛肉および子牛肉の分野に対する公的介入を終了する実施法を採択できる。これらの実施法は、第229条第2項又は第3項にいう手続を適用することなく採択されるものとする。

#### 第十四条 固定価格での買い取りや入札など

第13条(1)に従って公的介入が開放されている場合、第11条にいう製品の買い入れ価格の固定に関する措置、及び、場合によっては、買い入れが固定価格で行われる場合の量的制限に関する措置は、TFEU第43条（3）に従って理事会が講じるものとします。

#### 第十五条 公的介入価格

1. 公的介入価格とは

(a)固定価格で行われる場合、公的介入により製品が買い入れられる価格。

(b)入札によって行われる場合、公的介入の対象となる製品を購入することができる最高価格。

2. 増額および減額を含む公的介入価格の水準の決定に関する措置は、TFEU第43条第3項に従って理事会が行うものとする。

#### 第16条 公的介入による廃棄に関する一般原則

1. 公的介入を受けて買い入れた製品の廃棄は、以下のような方法で行われるものとする：

(a)市場の邪魔にならないようにする

(b)商品への平等なアクセスと購入者の平等な待遇を確保する。

(c)TFEUに従って締結された国際協定から生じるコミットメントを遵守していること。

2. 公的介入の下で買い取られた製品は、関連する連合の法律行為に規定される、連合内で最も困窮している人々への食料分配のためのスキームに利用できるようにすることにより処分することができる。この場合、当該製品の会計価値は、本規則第14条(2)に言及される関連する固定公共介入価格の水準となるものとする。

3. 欧州委員会は、毎年、公的介入の下で買い入れた製品が前年度に販売された条件の詳細を公表するものとする。

### 民間備蓄支援（Aid for private storage）

#### 第17条 対象製品

自家保管のための援助は、本節に定める条件及び委員会が採択するその他の要件及び条件に従い、第18条第1項又は第19条に基づく委任行為並びに第18条第2項又は第20条に基づく実施行為により、以下の製品に関して付与することができる：

(a)ホワイトシュガー

(b)オリーブオイルを

(c)亜麻繊維のことです；

(d)生後8ヶ月以上のウシ科動物の生肉または冷蔵肉；

(e)牛の乳から直接かつ独占的に得られるクリームから製造されるバター；

(f)チーズ

(g)牛乳を原料とする脱脂粉乳；

(h)ビッグミート

(i)羊肉及び山羊肉である。

第1項の(f)は、規則(EU)No 1151/2012に基づく保護された原産地呼称または保護された地理的表示の恩恵を受けるチーズで、同規則の第7条に言及する製品の仕様に定められた熟成期間および/またはチーズの価値を高めることに寄与する熟成期間を超えて保存されるものに制限されます。

#### 第18条 補助金交付の条件

1. 市場の透明性を提供するため、欧州委員会は、必要に応じて、第17条に掲げる製品について私的保管援助を与えることを決定できる条件を定めた委任法を第227条に従って採択する権限を有するものとし、考慮される：

(a)当該製品の平均的なEU市場価格、基準閾値及び製造原価を記録したもの、及び／又は

(b)特に困難な市場状況や、当該分野のマージンに重大な悪影響を及ぼす経済情勢に適時に対応する必要がある場合。

2. 欧州委員会は、実施法を採択することができる。

(a)第17条に掲げる製品について、本条第1項の条件を考慮して、私的保管補助を行うこと；

(b)私的保管補助の付与を制限する。

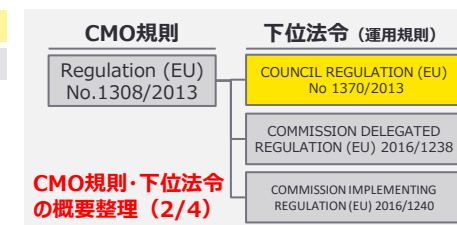
それらの実施法は、第229条(2)にいう審査手続に基づいて採択されるものとする。

3. 第17条に規定する私的保管のための援助の額の確定に関する措置は、TFEU第43条(3)に従って理事会が行うものとする。

## 2 - 5. EU ①CMO規則：法制度の全体像（4/6）

# 【参考】COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013：①固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定、②民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定

|   |                                           |
|---|-------------------------------------------|
| 1 | CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013）       |
| 2 | Single Market Emergency Instrument (SMEI) |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| L 346/12                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | EN | Official Journal of the European Union                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 20.12.2013 |
| COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013<br>of 16 December 2013<br>determining measures on fixing certain aids and refunds related to the common organisation of the<br>markets in agricultural products                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |
| THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    | intervention as well as other forms of intervention that<br>do not use ex ante established price indications.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |
| Having regard to the Treaty on the Functioning of the European<br>Union, and in particular Article 43(3) thereof,                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    | (3) The level of the public intervention price at which<br>buying-in is carried out at a fixed price or under a<br>tendering procedure should be provided for, including<br>the cases for which an adjustment of the public inter-<br>vention prices may be necessary. Equally, measures on<br>quantitative limitations for carrying out the buying-in at<br>a fixed price need to be taken. In both cases, the prices<br>and quantitative limitation should reflect the practice and<br>experience acquired under previous common market<br>organisations. |            |
| Having regard to the proposal from the European Commission,                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    | (4) Regulation (EU) No 1308/2013 provides for the granting<br>of aid for private storage as a market intervention<br>measure. Measures on the fixing of the aid amounts<br>need to be provided for. In view of the practice and<br>experience acquired under previous common market<br>organisations, it is appropriate to provide for the fixing<br>of the aid amounts both in advance and by a tendering<br>procedure, and for certain elements to be taken into<br>account when the aid is fixed in advance.                                             |            |
| Whereas:                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    | (5) In order to ensure a sound budgetary management of the<br>school fruit and vegetables scheme, a fixed ceiling of<br>Union aid and maximum co-financing rates should be<br>provided for. In order to allow all Member States to<br>implement a cost-effective school fruit and vegetables<br>scheme, a specified minimum amount of Union aid<br>should be set.                                                                                                                                                                                           |            |
| (1) The Communication from the Commission to the<br>European Parliament, the Council, the European<br>Economic and Social Committee and the Committee of<br>the Regions entitled 'The CAP towards 2020: Meeting the<br>food, natural resources and territorial challenges of the<br>future' sets out potential challenges, objectives and orien-<br>tations for the Common Agricultural Policy (the CAP)<br>after 2013. In the light of the debate on that Commu-<br>nication, the CAP should be reformed with effect from<br>1 January 2014. That reform should cover all the main<br>instruments of the CAP, including Council Regulation<br>(EC) No 1234/2007 <sup>(1)</sup> . In the context of the reformed<br>regulatory framework, measures on fixing prices, levies,<br>aid and quantitative limitations should be taken. |    | (6) To ensure the proper functioning of the aid for the<br>supply of milk and milk products to children in<br>educational establishments and to ensure flexibility in<br>the administration of such a scheme, a maximum<br>quantity of milk eligible for aid, as well as the amount<br>of Union aid, should be fixed.                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| (2) For the sake of clarity and transparency, the provisions<br>on public intervention should be made subject to a<br>common structure, whilst maintaining the policy<br>pursued in each sector. For that purpose, it is appropriate<br>to distinguish between reference thresholds laid down in<br>Regulation (EU) No 1308/2013 of the European<br>Parliament and of the Council <sup>(2)</sup> on the one hand and<br>intervention prices on the other hand, and to define the<br>latter. Only intervention prices for public intervention<br>correspond to the applied administered prices referred                                                                                                                                                                                                                            |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |

## COUNCIL REGULATION (EU) No 1370/2013 of 16 December 2013 determining measures on fixing certain aids and refunds related to the common organisation of the markets in agricultural products

### 第1条 範囲

本規則は、規則（EU）No1308/2013により設立された農業市場の単一共通組織に関連する価格、賦課金、援助及び量的制限の固定に関する措置について定める。

### 第2条 公的介入価格

1. 公的介入価格の水準は (a) 普通小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ、粉、脱脂粉乳については、固定価格での買い付けの場合、規則（EU）No1308/2013の第7条に定めるそれぞれの基準閾値に等しく、入札による買い付けの場合、それぞれの基準閾値を超えないものとする； (b) バターについては、固定価格での買い取りの場合、規則（EU）No 1308/2013の第7条に定める基準閾値の90%に相当し、入札による買い取りの場合は、当該基準閾値の90%を超えないものとする； (c) 牛肉及び子牛については、規則(EU)No 1308/2013 の第 13 条(1)の (c) に言及するレベルを超えないものとする。
2. 第1項にいう普通小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ及び水稲の公的介入価格は、製品の主な品質基準に基づくこれらの価格に対する値上げ又は値下げによって調整されるものとする。
3. 欧州委員会は、本条第2項に規定された製品の公的介入価格の引き上げまたは引き下げを、そこに定められた条件の下で採決することを抑止する実施法を採択しなければならない。これらの実施法は、第15条第2項にいう審査手続に従って採択されるものとする。

### 第3条 買い取り価格及び適用される数量制限について

1. Regulation (EU) No 1308/2013 の第13条(1)の(a)に従って公的介入が開放されている場合、買い取りは本規則の第2条に言及する固定価格で行われ、Regulation (EU) No 1308/2013 の第12条に言及する各期間でそれぞれ以下の量的制限を超過しないものとする：

### 第4条 私的保存のための補助

1. 規則（EU）No 1308/2013の第17条に記載された製品について、同規則の第18条（2）に従って援助が付与される場合、個人保管のための援助額を確定するには、期間限定で入札手続きを開くか、あらかじめ援助額を確定しておくものとする。援助は、加盟国ごと又は加盟国の地域ごとに確定することができる。
2. 欧州委員会は、実施法を採択しなければならない：
  - (a) 入札手続が適用される場合、以下の事項を規定する。私的保管に対する補助の最高額；
  - (b) 援助が事前に確定される場合、保管費用及び／又はその他の関連する市場要素に基づき、援助額を確定する。これらの実施法は、第15条(2)にいう審査手続に従って採択されるものとする。

### 第5条 子どもへの青果物の供給に対する補助

### 第6条 子どもへの牛乳・乳製品の供給に対する補助

### 第7条 砂糖部門生産費

### 第8条 砂糖部門の生産量返金

### 第9条 ミニマムビート価格

### 第10条 国別砂糖割当量の調整

### 第11条 砂糖部門における剰余金賦課金

### 第12条 砂糖部門における一時的な市場管理メカニズム

### 第13条 輸出還付金の固定化

### 第14条 穀物及び米の輸出還付に関する特定措置

### 第15条 委員会の手続

### 第16条 相関表第17条 効力発生と適用

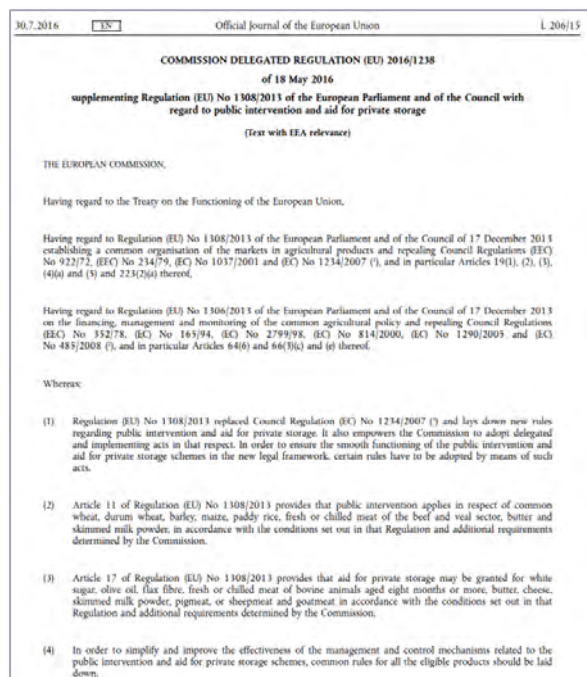
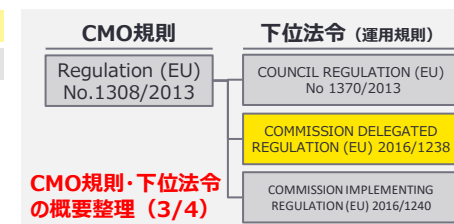
固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定

民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定

# 【参考】COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238：

①、②双方の事業者・品目の適格要件、②民間備蓄における担保提供・保管場所の要件等を規定

|   |                                           |
|---|-------------------------------------------|
| 1 | CMO規則（Regulation (EU) No.1308/2013）       |
| 2 | Single Market Emergency Instrument (SMEI) |



**COMMISSION DELEGATED REGULATION  
(EU) 2016/1238  
of 18 May 2016  
supplementing Regulation (EU) No  
1308/2013 of the European Parliament  
and of the Council with regard to public  
intervention and aid for private storage**

## 第1条 範囲

スコープ本規則は、規則（EU）No1308/2013を補足する規則として、以下の事項を規定する：

- (a)同規則第11条に記載されている製品の買い取りおよび公的介入からの販売。
- (b)同規則第17条に記載された製品について、自家用保管のための補助金を交付すること。

## 第2条 事業者の適格要件（Eligibility of operator）

（条文省略）対象となる事業者の要件を規定

## 第3条 品目の適格要件（Eligibility of products）

（条文省略）対象となる品目の要件を規定

## 第4条 担保（Security）

（条文省略）民間備蓄の補助金需給に際する担保を定義

## 第5条 担保の解除と没収（Release and forfeiture of security）

（条文省略）担保の解除・没収要件を規定

## 第6条 保管場所（Intervention storage places）

## 第7条 保管場所の要件（Requirements for storage places）

（条文省略）保管場所の要件定義

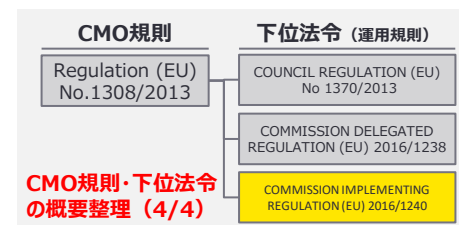
## 第8条 民間備蓄への補助金（Payment of aid for private storage）

（条文省略）補助金の支払い要件

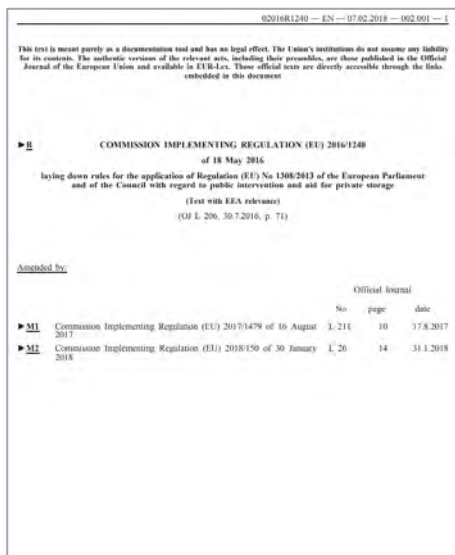
## 第9条 通知（Notifications）

## 第10条 廃止および経過措置（Repeal and transitional provisions）

## 第11条 発効と適用（Entry into force and application）



# 【参考】COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240：実務オペレーションの詳細に関する詳細規定



## COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240 of 18 May 2016

laying down rules for the application of Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council with regard to public intervention and aid for private storage

### 第1条 範囲

1. この規則は、以下に関する規則（EU）No 1308/2013 および規則（EU）No 1370/2013 の適用に関する規則を定めます。

(a) 規則（EU）No 1308/2013 の第 11 条に記載されている製品の公的介入による売買。

(b) 規則（EU）No 1308/2013 の第 17 条に記載されている製品の個人保管に対する援助の付与。

2. この規則は、実施規則に定められた特定の規定に影響を与えることなく適用されます。

(a) 製品の買い取りのための入札手続きを開始する、または介入から製品の販売を開始する。また

(b) 入札手続きを開始するか、民間保管のための援助額を事前に決定する。

第2条 オファー、入札、および申請の提出と許容性

第3条 介入保管場所

第4条 製品の適格性の確立

第5条 提供または入札される製品の最小数量

第6条 製品の購入に対するセキュリティのレベル

第7条 オファーと入札の提出と許容性

第8条 支払い機関によるオファーと入札の確認

第9条 委員会へのオファーおよび入札の通知

第10条 一般小麦、バター、脱脂粉乳を定価で買い取るオファーの提出

第11条 量的制限を遵守するための措置

第12条 入札手順

第13条 入札の提出と許容性

第14条 買取価格の決定

第15条 入札に関する個別の決定

第16条 牛肉の買い取り制限

第17条 配送指示書

第18条 穀物および米の配送に関する特別規定

第19条 穀物・米の輸送費

第20条 牛肉の配送に関する特別規定

第21条 バターおよび脱脂粉乳の梱包、配送、保管に関する特別規定

第22条 配達

第23条 乗っ取り記録（The takeover report）

第24条 オペレーターの義務

第25条 牛肉の脱骨要件

第26条 穀物と米の価格調整

第27条 支払い

第28条 入札手続きの開始

第29条 入札募集の通知及び入札募集に関する取り決め

第30条 入札の提出と許容性

第31条 委員会への入札の通知

第32条 販売価格の決定

第33条 入札に関する個別の決定

第34条 牛肉、バター、脱脂粉乳の配分に関する具体的なルール

第35条 支払い

第36条 加盟国別の売上高

第37条 削除命令

第38条 バターと脱脂粉乳の除去

第 38 条 a 介入による製品をスキームで利用できるようにする

第 38 条 b 制度に利用できる介入製品の販売

第39条 入札手続きの開始と事前固定補助の開始

第40条 私的保管のための入札および援助申請書の提出および受理可能性

第41条 支払い機関による入札と申請の確認

第42条 委員会への入札および申請の通知

第43条 民間保管に対する援助の上限額の決定

第44条 入札に関する個別の決定

第45条 民間保管庫補助申請の決定は事前に決定

第46条 未保管品の個人保管場所に関する情報

第47条 まだ保管されていない製品の保管

第48条 契約上の保管期間

第49条 契約の締結

第50条 契約締結のお知らせ

第51条 契約の要素

第52条 オペレーターの義務

第53条 保管庫からの取り出し

第54条 個人保管助成金支給申請書

第55条 私的保管に対する補助金の支払い

第56条 公的介入に関する小切手および私的保管の援助に関する一般規定

第57条 公的介入に関するチェックに関する具体的な規定

第58条 穀物及び米に対する公的介入に関するチェックに関する具体的な規定

第59条 穀物および米の店主の保管場所での引き取りに関する特別規定

第60条 私的保管の援助に係る小切手の具体的な規定

第60a条 牛乳および乳製品の民間保管に対する公的介入および援助に関する小切手に関する特別規定

第61条 小切手の報告

第62条 私的保管の援助に係る罰則及び行政措置

第63条 通知方法

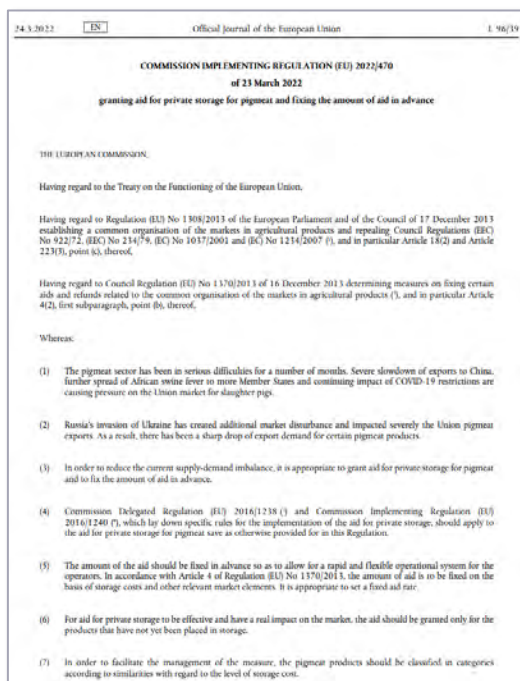
第64条 支払機関に関するお知らせ

第65条 介入銘柄情報のお知らせ

第66条 プライベートストレージに関する情報のお知らせ

第67条 発効と適用

# 直近では、CMO規則に基づく民間備蓄援助（PSA）が2022年3月23日付けで発動された



## “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2022/470 of 23 March 2022 granting aid for private storage for pigmeat and fixing the amount of aid in advance”

- (1) 豚肉部門は数ヶ月間、深刻な状況に陥っている。中国向け輸出の大幅な減速、アフリカ豚熱のさらなる加盟国への拡大、COVID-19 規制の継続的な影響により、連合国の食肉豚の市場が圧迫されている。
- (2) ロシアのウクライナ侵攻は、さらなる市場混乱を引き起こし、EUの豚肉輸出に深刻な影響を与えた。その結果、一部の豚肉製品の輸出需要が激減している。
- (3) 現在の需給の不均衡を解消するため、豚肉の民間貯蔵に対する補助を行い、補助額をあらかじめ定めることが適切である。
- (4) 民間保管に対する援助の実施に関する具体的な規則を定める欧州委員会委任規則（EU）2016/1238（3）及び欧州委員会実施規則（EU）2016/1240（4）は、本規則に別段の定めがある場合を除き、豚肉の民間保管に対する援助に適用されるべきである。
- (5) 補助金の額は、事業者の迅速かつ柔軟な運用体制を可能にするため、あらかじめ確定しておくべきである。規則（EU）No 1370/2013の第4条に従い、援助額は貯蔵コスト及びその他の関連する市場要素に基づいて確定される。定した補助率を設定することが適切である。
- (6) 私的保管に対する援助が効果的であり、市場に実質的な影響を与えるためには、まだ保管されていない製品に対してのみ援助が付与されるべきである。
- (7) 措置の管理を容易にするため、豚肉製品は、保管コストの水準に関する類似性に応じてカテゴリーに分類されることが望ましい。
- (8) 行政の効率化・簡素化のため、各申請の対象となる製品の最小数量を定めるべきである。
- (9) 事業者が契約上の義務を果たし、かつ、本措置が市場において所期の効果を発揮することを保証するために、担保を確定すべきである。
- (10) 実施規則（EU）2016/1240の第42条（1）項（b）は、加盟国が週に1回、許可される申請を欧州委員会に通知することを定めている。透明性、モニタリング、援助可能額の適切な管理を確保するため、スキームを効果的に管理するために、より頻繁な通知が必要である。したがって、通知頻度の緩和を規定すべきである。
- (11) 市場に即時の影響を与え、価格の安定に寄与するため、本規則は、欧州連合官報に掲載された日の翌日に発効するものとする。
- (12) 本規則に規定される措置は、農業市場共通組織委員会の意見に基づくものである。

### 第1条 範囲1

本規則は、規則（EU）No1308/2013の第17条第1項ポイント（h）で言及されている豚肉の自家保管に対する援助について規定する。2. 委任規則（EU）2016/1238及び実施規則（EU）2016/1240は、本規則に別段の定めがある場合を除き、適用されるものとする。

### 第2条 対象製品

1. 援助対象製品のカテゴリーリスト及び保管期間中の関連する援助額は、附属書に定める。
2. 補助は、まだ保管されていない生鮮肉又はチルド肉の数量に対してのみ付与されるものとする。

### 第3条 申請書の提出

1. 附属書に定める援助対象製品のカテゴリーに対する自家用保管のための援助の申請は、本規則の発効日から行うことができる。申請書の最終提出日は、2022年4月29日とする。
2. 申請書は、60日、90日、120日または150日の保管期間に関するものである。
3. 各申請は、附属書に記載された製品のカテゴリーのうち1つのみについて言及し、各カテゴリー内の関連するCNコードを表示するものとする。
4. 各申請は、骨付き製品については少なくとも10トン、その他の製品については15トンの最小量を対象とする。

第4条 セキュリティ自家用貯蔵のための援助の申請を提出する際に、委任規則（EU）2016/1238の第4条（b）に従って要求される担保の額は、本規則の付属書の表の第3欄から第6欄に定める援助額の20%に相当するものとする。

第5条 申請数量の通知の頻度実施規則（EU）2016/1240の第42条（1）項（b）に定める頻度の緩和により、加盟国は、契約締結の申請が提出された数量について、以下のとおり、週に2回、欧州委員会に通知するものとする：(a) 毎週月曜日12時（ブリュッセル時間）までに、前週の木曜日および金曜日に申請が提出された数量を通知する；(b) 毎週木曜日12時（ブリュッセル時間）までに、同じ週の月曜日、火曜日および水曜日に提出された申込書の数量。

第6条 発効本規則は、欧州連合官報に掲載された日の翌日から施行される。

本規則は、その全体を拘束し、すべての加盟国において直接適用されるものとする。2022年3月23日、ブリュッセルで制定される。

【参考】2022年3月における豚肉を対象としたPSA発動の経緯としては、①COVID-19による需要の減少、②ウクライナ紛争による飼料価格の高騰、③EU域内での豚コレラ蔓延による輸出市場（特に中国市場）の大幅縮小、の3点による豚肉セクターの救済措置という位置づけという側面が大きいと理解される



“The European Pigmeat Reflection Group” (January 2023)

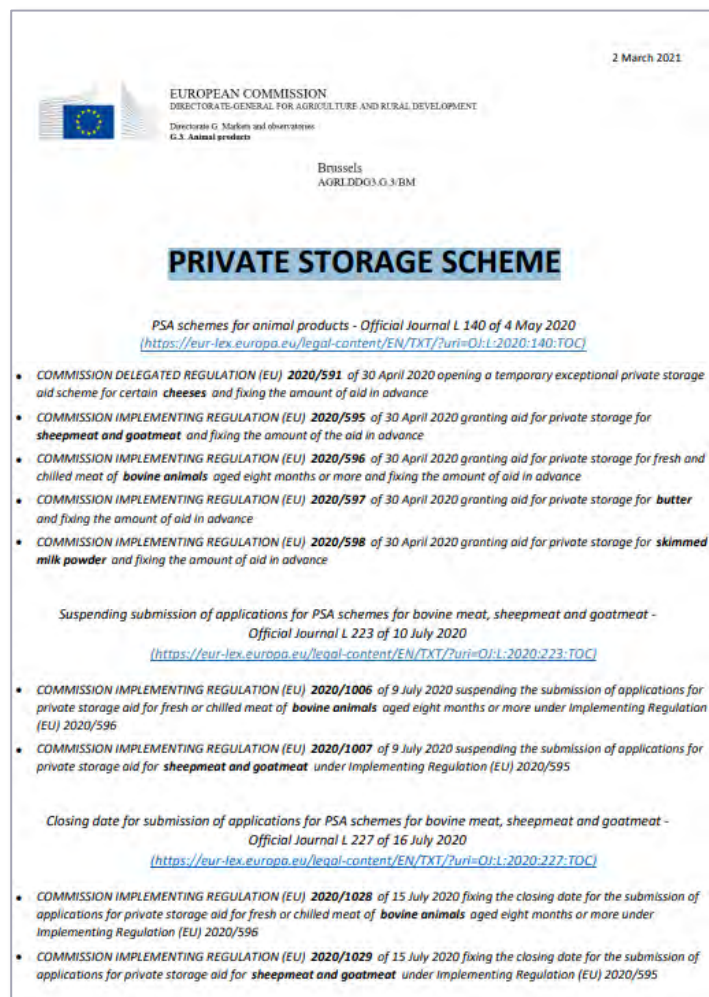
### ＜検討の経緯＞

- ▶ 2022年2月21日付で、欧州委員会のイニシアティブにより “European Pigmeat Reflection Group” が発足
- ▶ 上記は、EUの豚肉セクターにおける以下のような要因が重なった深刻な経済的困難を背景とする：
  - ▶ COVID-19に伴う家庭外での消費に影響する衛生上の制限
  - ▶ 中国への輸出の鈍化
  - ▶ アフリカ豚コレラ熱（ASF）のEU加盟国へのさらなる拡散
  - ▶ 投入コストの上昇
  - ▶ 供給における調整の遅れ
- ▶ 民間から、以下のメンバーが“Civil Dialogue Group”として参加
  - ▶ COPA-COGECA representing farmers and cooperatives
  - ▶ CEJA representing young farmers
  - ▶ Via Campesina representing small-scale farmers
  - ▶ FoodDrinkEurope representing the processing industry
  - ▶ CELCAA representing trade
  - ▶ EUROCOMMERCE representing retailers
  - ▶ BEUC representing consumers<sup>1</sup>
  - ▶ IFOAM representing organics
  - ▶ EEB, Eurogroup for Animals, representing environmental and animal welfare interests
  - ▶ FESASS, representing animal health and food safety
  - ▶ AnimalhealthEurope, representing manufacturers of animal medicines, vaccines and other animal health products in Europe
  - ▶ EFFAT representing workers

### ＜市場認識に関するレポート＞

- ▶ EUの豚頭数は2021年まで力強い増加傾向を示していたが、EUと主要な第三国の輸出市場の両方における動物疾患の進展と**COVID-19のパンデミックにより需要が影響を受け、減少に転じた。**
- ▶ 豚市場は非常に不安定で周期的。2021年の前例のない低迷を経て、2022年にはEUの豚価格は歴史的な高水準まで上昇したが、投入コストの上昇を完全には補いきれない可能性がある。**輸入飼料（特にトウモロコシと大豆）を巡るウクライナ戦争などの地政学的展開**と同様、投入コストの比重は養豚生産において特に大きい。
- ▶ EUの豚肉輸出は主にアジア市場と英国からの需要によって牽引されている。
- ▶ 中国への豚肉輸出への依存は過去10年間で大幅に増加したが、この成長は、中国の国内生産の回復とその後の輸入需要の減少により終焉を迎えました。
- ▶ **EU内でのアフリカ豚コレラの蔓延により、いくつかの加盟国、特に中国からの輸出制限に直面している。**
- ▶ その結果、EUの輸出は2021年に停滞し、2022年には20%減少した。
- ▶ EUの輸出は多数の国に及んでいるが、その大部分が少数の主要な輸出市場に依存しているという事実により、この部門は脆弱なままとなっている。

## 【参考】PSA（Private Storage Aid）スキームの発動事例は過去数年間の事例はEUウェブサイトで公表されており、ある程度網羅的に把握可能



- ▶ “COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2020/591 of 30 April 2020 opening a temporary exceptional private storage aid scheme for certain cheeses and fixing the amount of aid in advance”
- ▶ “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/595 of 30 April 2020 granting aid for private storage for sheepmeat and goatmeat and fixing the amount of the aid in advance”
- ▶ “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/596 of 30 April 2020 granting aid for private storage for fresh and chilled meat of bovine animals aged eight months or more and fixing the amount of aid in advance”
- ▶ “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/597 of 30 April 2020 granting aid for private storage for butter and fixing the amount of aid in advance”
- ▶ “COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/598 of 30 April 2020 granting aid for private storage for skimmed milk powder and fixing the amount of aid in advance”

# CMO規則第5章（第219条～第222条）の例外的措置については、過去10年間だけでも計58回発動されている

## CMO規則第5部（抜粋）

### 第1章 例外的措置

#### 第1節 市場の混乱

第219条.市場の混乱に対する措置

#### 第2節 動物の病気に関する市場支援措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失

第220条.動物の病気に関する措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置

#### 第3節 具体的な問題点

第221条.特定の問題を解決するための措置

#### 第4節 市場の不均衡が激しい時期の合意・決定

第222条.TFEU101条1項の適用

### 過去10年間におけるCMO規則の発動回数

| 措置根拠        | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 合計 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| CMO規則 第219条 | 9    | 4    | 5    | 4    | -    | -    | 3    | 2    | 2    | 1    | 30 |
| CMO規則 第220条 | 3    | -    | 1    | 2    | 3    | 1    | 1    | -    | 1    | 1    | 13 |
| CMO規則 第221条 | -    | -    | -    | 1    | 1    | 1    | 3    | -    | -    | 3    | 9  |
| CMO規則 第222条 | -    | -    | 2    | -    | -    | -    | 4    | -    | -    | -    | 6  |
| 合計          | 12   | 4    | 8    | 7    | 4    | 2    | 11   | 2    | 3    | 5    | 58 |

ロシアによる  
クリミア併合

COVID-19  
危機

※各措置の詳細・フルレポートは2023年末に公開予定である旨欧州委員会担当者から聞き取り済み。上記表はそのドラフトの先行入手に基づく集計。

## 【参考】例外的措置に該当するCMO規則第222条については、2020年にCOVID-19発動された事例があることを確認した



\*仮訳

### ＜新型コロナ禍における農業・食品セクターの支援＞

1. 効率的なサプライチェーンのためのガイドラインの発行
2. 農家・農村への直接的な支援

### 3. 例外的な市場への措置

①乳製品及び食肉セクターを対象とするPSA発動

②CMO規則第222条に基づくEU競争法一部適用除外

事業者は最長6か月間、市場対策を自己組織化し、実施することができる。例えば、牛乳部門は集団的に牛乳生産を計画することが認められ、花とジャガイモ部門は市場から製品を撤退することが認められる。民間事業者による保管も認められる。ただし、適用の悪影響（悪用）を避けるため、消費者物価の動向は注意深く監視されることになる。

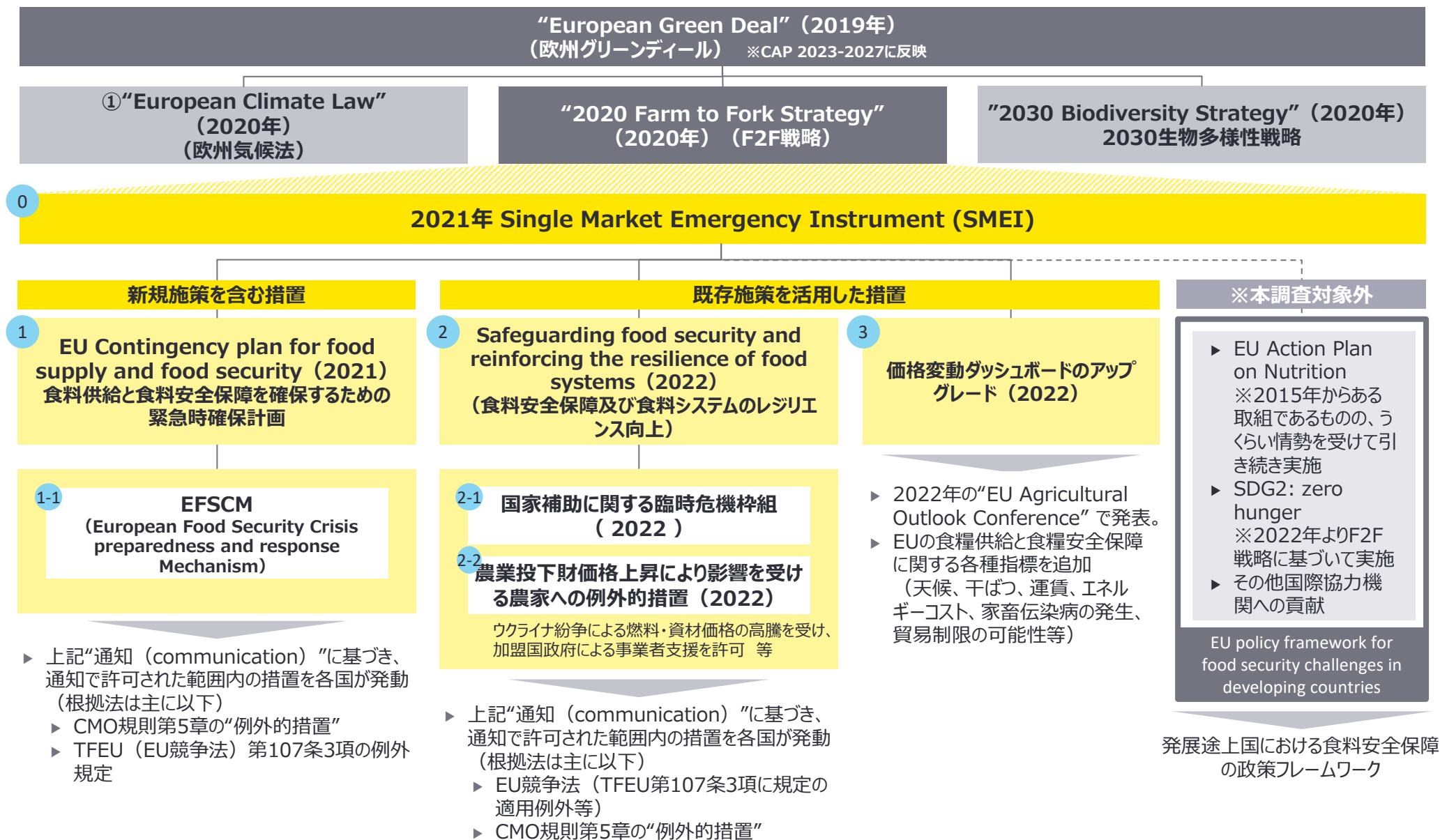
③市場支援プログラムの導入

### 4. CAPの簡素化と柔軟性向上のための施策

“Coronavirus: emergency response to support the agriculture and food sectors” (May 2020)



# Single Market Emergency Instrument (SMEI) は欧州グリーンディール・F2F戦略の下に位置づけられ、全体像は下図の通り整理することが可能



## 2-5. EU ②Single Market Emergency Instrument (SMEI) : 法制度の全体像 (2/5)

0

**【Single Market Emergency Instrument (SMEI)】Farm to Fork戦略の一環のレジリエンス向上の文脈で採択された「食料供給と食料安全保障を確保する緊急時確保計画」と呼ばれるCommunication文書に基づいた新法案。同取組は現在進行中のEUの不測時における備えの向上イニシアティブの一環として位置づけられている**



**食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画**

**Single Market Emergency Instrument (SMEI)**

出所) <[https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:d5882f8e-462c-11ec-89db-01aa75ed71a1.0006.02/DOC\\_1&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:d5882f8e-462c-11ec-89db-01aa75ed71a1.0006.02/DOC_1&format=PDF)>

### Single Market Emergency Instrument (SMEI)

単一市場は、サプライチェーンを機能させ、人の自由な移動と、特に困難な状況下でのサービスや商品へのアクセスを実現するための中心的な存在である。COVID-19危機やロシアのウクライナ侵攻といった最近の出来事は、単一市場の現行のルールやツールの一部が緊急事態に十分に適応していないことを示しています。

### 単一市場緊急措置の目的

欧州委員会は、危機的状況が発生した際に、より一層の透明性と協調性を確保するための単一市場緊急措置 (SMEI) を提案した。これは、単一市場への悪影響を軽減し、人、商品、サービスの自由な移動を保護し、危機対応に必要な製品を最大限利用できるようにすることにつながる。

SMEIは、EU市民保護メカニズムなどの危機管理のための他の手段や、健康、チップ、食糧安全保障などの特定の分野、サプライチェーン、製品に関するEU規則を補完するものであり、これらはすでに的を絞った危機対応策を予見している。

### 主な内容

SMEIは、単一市場に対するさまざまな脅威を特定し、適切な対応を調整するための包括的な危機管理の枠組みを確立することを目的としており、以下の主要コンポーネントで構成されている。

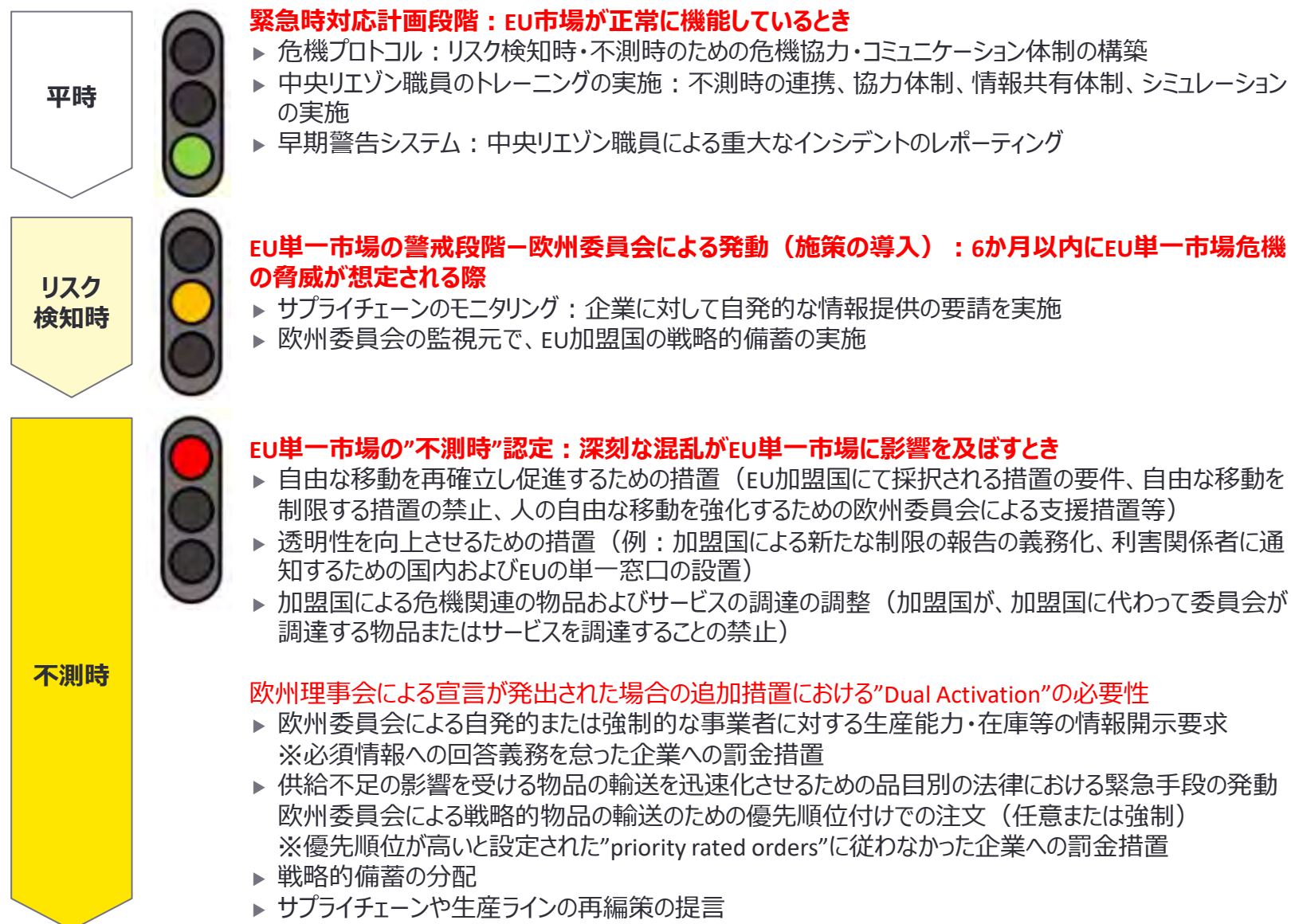
十分な調整を確保し、危機が単一市場に与える影響を防止または対処するための適切な措置について欧州委員会に助言するための統治機関。危機管理計画の枠組みは、危機管理プロトコルや訓練・演習のための取り決め、および単一市場の機能を阻害しかねないあらゆる事態に対する早期警告システムを確保するものである。

単一市場警戒の枠組みは、まだ本格的な単一市場の緊急事態に発展していない脅威に対処するための枠組みであり、戦略的に重要な商品やサービスのサプライチェーンの監視や戦略的備蓄の積み増しといった一連の警戒措置を含む。単一市場の緊急事態のための枠組みには、透明性を向上させるための措置、自由な移動を再確立し促進するための措置、単一市場の緊急事態における自由な移動の権利の禁止リスト、EU諸国のために欧州委員会が行う危機関連物資の調達などが盛り込まれる予定だ。特別な状況下において、追加発動に基づき、欧州委員会は経済事業者に対して情報提供の要請を行うことができる。また、経済事業者に対して、危機関連商品の優先順位付き注文を受け付けるよう求めることもできる。危機発生時の商品に関する既存のEU調和規則からの適用除外の可能性もあり、これはSMEI規則に付随する別の提案で定められている。

出所) 欧州委員会ウェブサイト<[https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/single-market-emergency-instrument\\_en#:~:text=The%20Commission%20proposed%20a%20Single%20Market%20Emergency%20Instrument,availability%20of%20products%20needed%20in%20the%20crisis%20response.](https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/single-market-emergency-instrument_en#:~:text=The%20Commission%20proposed%20a%20Single%20Market%20Emergency%20Instrument,availability%20of%20products%20needed%20in%20the%20crisis%20response.)>

## 0 “Single Market Emergency Instrument (SMEI)”に平時から不測時における想定される対応措置

※仮訳



“リスク検知時”と“不測時”の段階においては、欧州委員会が加盟国に代わり（又は共同で）物品・サービスの調達を行うことが可能

- 1 【食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画】2021年11月にCOVID-19の影響を受けて採択。EUの食料供給における不測時対応の方針（緊急時対応計画）を定めている。中でもEFSCM（European Food Security Crisis preparedness and response Mechanism）と呼ばれる加盟国専門家による会議体及びその会議体で議論されたアクションプラン等を新たに設立し、不測時に迅速で効果的な対応を目指している

## 食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画（Communication文書）

\*一部抜粋/仮訳



### 食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画

左図：Communication文書

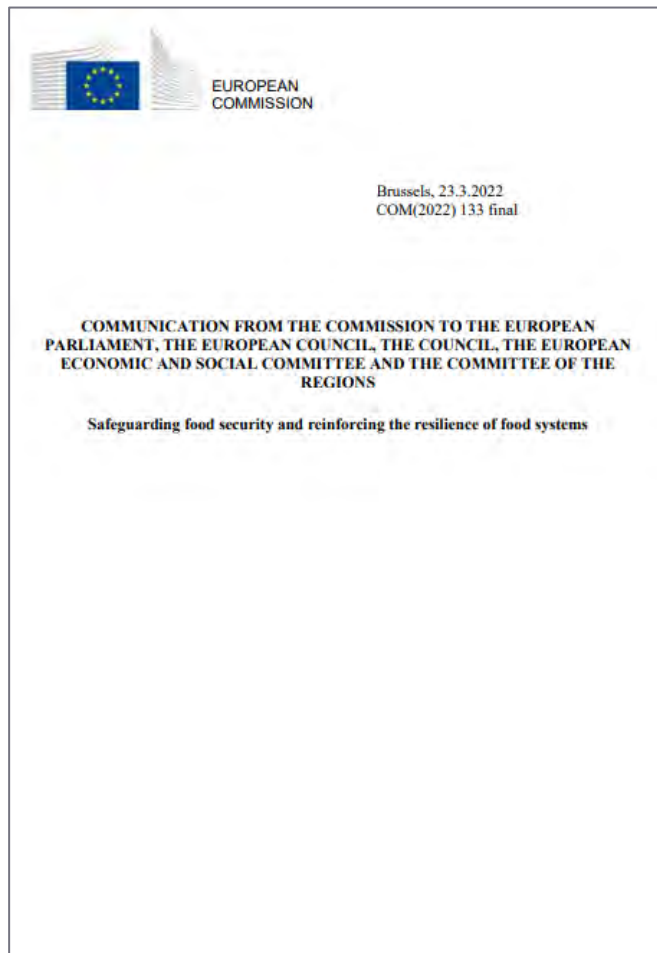
右図：Annex（補足文書）

1. イントロダクション
2. 新型コロナウイルス感染症危機から得た教訓
3. 将来の危機に対応するための既存の EU 政策の構築
  - 3.1. 既存の政策枠組みの高い信頼性及び運用
  - 3.2. EU における備えを向上させるための継続的な取り組み
    - ▶ 外国直接投資審査規則は、外国投資に関する行動を調整するための EU 全体の枠組みを確立し、農地やインフラを扱う際の食料安全保障へのリスクを低減
    - ▶ 最近の産業戦略として、人の自由な移動と商品やサービスの利用可能性を確保するための単一市場緊急手段 (SMEI) を制定。この戦略は、戦略的依存関係を監視することにより、必須製品の入手可能性に影響を与える世界的なサプライチェーンの混乱のリスクにも対処となっている
    - ▶ 戦略的備蓄は少なくとも7つの加盟国で維持され、公的機関または民間事業者によって管理されている。備蓄には主に主食穀物が含まれるが、投入財等の物品も対象となる場合がある。一部の加盟国は国民に対し、予防備蓄を国内に恒久的に保管するよう勧告を発表している
4. 脆弱性と依存関係を伴う EU の食料供給と食料安全保障の新たなリスク状況
5. 食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時確保計画
  - 5.1. 危機時に守るべき原則
    - ▶ 食料サプライチェーンにおける官民連携強化のための横断的アプローチ
    - ▶ 欧州グリーンディールに基づく食料システムレジリエンス強化のための持続可能な緊急時確保計画の制定及び見直し
    - ▶ 市場観測とサプライチェーンの監視
    - ▶ 混乱を防ぐための早急で的確なコミュニケーション・情報発信（対ステークホルダー・市民）
  - 5.2. 欧州食料安全保障危機の準備および対応メカニズム (EFSCM)
    - ▶ 加盟国の代表者から構成される専門家グループによって確立されるメカニズム（欧州委員会によって招集され、リスク状況、脆弱性等を分析し、不測時の準備及び対応を強化する）
    - ▶ EUの食料サプライチェーンで役割を担う非EU加盟国や民間ステークホルダーも当メカニズムへ貢献することが求められる
    - ▶ メカニズムの目的として、危機の初期の兆候を特定し、その展開を注意深く監視し、危機が展開するにつれて不確実性を軽減する→これにより、不測時対応の優先順位を迅速に特定し、意思決定者に適切なアドバイスを提供する
  - 5.3. 欧州食料安全保障危機準備・対応メカニズム (EFSCM) の活動
    - 5.3.1. リスクの予測、リスク評価およびモニタリング
    - 5.3.2. 調整、協力、コミュニケーション
6. 結論

## 2-5. EU ②Single Market Emergency Instrument (SMEI) : 法制度の全体像 (5/5)

- 2 【ウクライナ情勢を踏まえた措置】“食料安全保障及び食料システムのレジリエンス向上”文書は、Farm to Fork戦略の一環のEU食料システムのレジリエンス向上という文脈で採択されたCommunication文書という位置づけ。食料価格の高騰への対応等短期的な対策を提示した文書であるものの、EU及び全世界で持続可能でレジリエントな食料システムを促進することを強く求めている

\*仮訳



### 食料安全保障及び食料システムのレジリエンス向上

#### 目的

このコミュニケーション文書は、食料価格の高騰と世界の食料安全保障の問題に対処するための選択肢を提示するという、2022年3月10日と11日のベルサイユ宣言における欧州理事会の招待に対する欧州委員会の対応を定めたものである。同対応は欧州グリーンディールとそのファーム・トゥ・フォーク戦略で定められた、公正で健康的で環境に優しい食料システムのビジョンに基づいており、**ウクライナの食料安全保障と農業、世界の食料安全保障、さらにはEUの生産者と消費者を支援するための短期的な対策を提示している**。また、EUおよび世界全体で持続可能で強靱で公平な食料システムへの移行を促進する方法で、ウクライナ情勢やCOVID-19といった不測時の発生によって明らかになった課題点に対処することも求めている。

#### 短期的施策取組内容

- ▶ 欧州最貧困者支援基金（FEAD）を通じた支援、最も恵まれない人々に食料および/または基礎的物資援助を提供するEU諸国の活動
- ▶ **最も影響を受けている農家を支援する5億ユーロの支援パッケージを提供**
- ▶ 特定の市場を支援し、今年後半に直接支払いの前払いレベルの向上を可能にする市場セーフティネット措置の実施
- ▶ **国家援助のための新しい独自の一時的危機枠組み（国家補助に関する臨時危機枠組-TCF）を適用**
- ▶ 加盟国が追加の農地を生産に利用するために、2022年に特定の緑化義務を免除することを許可する。

#### 加盟国に対する推奨事項

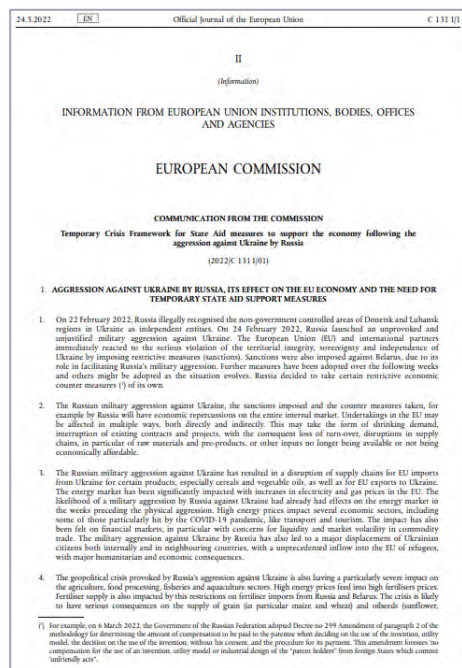
- ▶ 新しいCAP戦略計画を使用して、ガスと燃料、および農業や肥料などの投入物への依存を軽減する投資を優先させる
  - ▶ 持続可能なバイオガス生産への投資、ロシアのガスへの依存を減らす
  - ▶ 精密農業への投資。合成肥料や鉱物肥料、化学農業への依存を減らす
  - ▶ 炭素農業を支援し、温室効果ガスの排出を削減し、農家により良い収入を提供する
  - ▶ 農業生態学的実践を支援し、化学物質投入への依存を軽減し、持続的な食料安全保障を確保する
- ▶ 社会的保護制度の有効性と適用範囲を確保し、必要な人々に不可欠なサービスへのアクセスを確保する

#### 発展途上国への支援含むレジリエンス向上のための提案内容及び加盟国に対する推奨事項

- ▶ 国際パートナーと緊密に連携し、食糧援助、人道支援、農業・漁業部門への支援を提供することで、ウクライナとの連帯を示す
- ▶ グリーンリカバリーを維持するために、引き続き債務軽減をより広範な政策対話、資金調達戦略、行動に組み込む
- ▶ **食料価格と食料不安の定期的な追跡と分析を確実に行う**。これは、国および地域レベルでの在庫レベルや、必要とする国々に在庫を提供することなど、他の世界的関係者と調整する必要がある
- ▶ 強靱で持続可能な農水産物の食料システムに向けた変革において各国を支援し続ける
- ▶ 食料供給の不安定性の最も大きな影響を受けている地域や集団への人道支援を強化する
- ▶ 食料価格上昇の影響を最も受けているグループを支援するための緩和策として、資格要件が満たされている場合には、低所得の食料不足途上国へのマクロ経済支援を検討する。国際的な場を含め、食品の輸出制限や輸出禁止に反対し、ヨーロッパ単一市場がうまく機能するよう主張する

# 【参考】前頁の「国家補助に関する臨時危機枠組」は、ウクライナ紛争等の情勢を受け、EU加盟各国が実施可能な食品関連事業者等への支援施策について規定している

## ロシアによるウクライナ侵略後の経済支援のための国家援助措置に係る臨時危機枠組み



“COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Temporary Crisis Framework for State Aid measures to support the economy following the aggression against Ukraine by Russia”

### 1. ロシアによるウクライナへの侵略、EU経済への影響、そして一時的な国家援助支援策の必要性

- 1 – 1. 欧州連合及び国際パートナーによって課された制裁
- 1 – 2. ガスや電気の価格高騰やエネルギー供給の中断により影響を受ける企業や家庭
- 1 – 3. 欧州における国家援助措置の緊密な調整の必要性
- 1 – 4. 適切な国の援助措置
- 1 – 5. TFEU第107条(3)(b)の適用性

### 2. 国の臨時援助措置

- 2 – 1. 限定的補助金 (Limited amounts of aid)
- 2 – 2. 保証による流動性支援 (Liquidity support in the form of guarantees)
- 2 – 3. ローンによる流動性支援 (Liquidity support in the form of subsidised loans)
- 2 – 4. 天然ガス・電気料金の異常な高騰による追加費用への支援 (Aid for additional costs due to exceptionally severe increases in natural gas and electricity prices)

### 3. モニタリング及び報告

### 4. 最終改訂版

1-1及び1-2：ロシアのウクライナ侵攻を受け、EUが今まで実施した対ロシア制裁を想起し、これらによるEUへの経済的影響を説明  
 1-3：企業や家計に援助を与えるにあたり、EUの競争条件、公平性、結束を損なわない事を強調  
 1-4：国家援助に係る義務（援助の使用目的制限、環境保護又は安定供給に関連する要件設定、欧州委員会への援助内容報告など）を設定  
 1-5：ウクライナ侵攻に伴う国家援助がTFEU107条3-bの「加盟国の経済における深刻な混乱を是正するための援助」であり、正当性がある事を確認

上記の対策として、EU加盟国が実施可能な臨時措置の4つのメニューを2-1～2-4に規定  
 （※なお、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第107条に規定されている「域内市場との両立」を確保と国家による援助の両立のため、援助における制限事項との整合性を踏まえた措置規定となっている）

➡措置の詳細については次頁参照

▶ 前頁の欧州議会答弁によると、ウクライナ紛争を受けCMO規則第219条の発動が検討されたものの、本「国家補助に関する臨時危機枠組」の措置がすでに取られていたことを理由として発動は否決されたとの経緯

## 【参考】「国家補助に関する臨時危機枠組」における支援措置の概要

### 支援措置

### 概要

#### 2-1. 限定的補助金 (主要箇所抜粋)

- ▶ 42., 43. 援助総額は、いかなる時点においても、事業ごとに 400,000 ユーロを超えない（農産物の一次生産、漁業および水産養殖部門で活動する企業については、35,000ユーロを超えない）。この援助は、直接補助金、税金および支払い上の優遇措置、または返済可能な前払い金、保証、ローンおよび株式などの他の形式で付与される場合があるが、そのような措置の名目価値の合計が事業ごとの総額上限である 40 万ユーロを超えないことが条件となる。使用されるすべての数値は総額、つまり税金やその他の料金が差し引かれる前の数値でなければならない。

#### 2-2. 保証による 流動性支援 (主要箇所抜粋)

- ▶ 47. 欧州委員会は、以下の条件を満たす TFEU 第 107 条(3)(b)に基づいて、公的保証の形での国家援助が域内市場に適合するとみなす。
- ▶ a. 企業に対して行われる新規の個別融資には公的保証が提供される。
- ▶ b. 保証料は個々のローンごとに最低レベルに設定されており、次の表に示すように、保証付きローンの期間が長くなるにつれて徐々に増加する。

| 受益者  | 1年目   | 2~3年目 | 4~6年目 |
|------|-------|-------|-------|
| 中小企業 | 0.25% | 0.5%  | 1%    |
| 大企業  | 0.5%  | 1%    | 2%    |

#### 2-3. ローンによる 流動性支援 (主要箇所抜粋)

- ▶ 50. 委員会は、以下の条件が満たされることを条件として、TFEU 第 107 条(3)(b)に基づいて、現在の危機に対応するための優遇融資の形での国家援助が域内市場と両立するとみなす。
- ▶ a. ローンは信用機関やその他の金融機関には提供されない。
- ▶ b. ローンは、2022 年 2 月 1 日または通知時点で利用可能な基本金利 (1 年 IBOR または欧州委員会が公表する同等の金利) に以下の信用リスクマージンを加えたもの以上の引き下げ金利で融資される場合がある。

| 受益者  | クレジットリスクマージン |       |       |
|------|--------------|-------|-------|
|      | 1年目          | 2~3年目 | 4~6年目 |
| 中小企業 | 0.25%        | 0.5%  | 1%    |
| 大企業  | 0.5%         | 1%    | 2%    |

#### 2-4. 天然ガス・電気料 金の異常な高騰 による追加費用へ の支援 (主要箇所抜粋)

- ▶ 52. 欧州委員会は、以下の条件が満たされることを条件として、TFEU 第 107 条(3)(b)に基づいて、かかる国家援助が域内市場に適合するとみなす。
- ▶ b. 援助は、そのような措置の名目総額が適用される援助強度および援助限度額を超えない限り、直接補助金、税金および支払い上の優遇措置、または返済可能な前払い金、保証、ローンおよび株式などのその他の形式で付与される場合がある。使用されるすべての数値は総額、つまり税金やその他の費用が差し引かれる前の数値でなければならない。
- ▶ e. この措置に基づく対象となる費用は、ロシアのウクライナ侵略に関連した天然ガスと電気の費用の増加に基づいて計算される。適格コストは、2022 年 2 月 1 日から遅くとも 2022 年 12 月 31 日までの期間（「適格期間」）に、企業が最終消費者として外部供給者から調達した天然ガスと電気の単位数と、一定の期間の積である。事業者が消費単位あたりに支払う価格の増加（たとえば、EUR/MWh で測定）。その値上げ額は、対象期間内の特定の月に事業者が支払った単価と、基準期間の平均で事業者が支払った単価の 2 倍（200%）との差額として計算される。2021 年 1 月から 2021 年 12 月 31 日まで。
- ▶ f. 事業ごとの援助全体は、いかなる時点においても、対象となる費用の 30 % を超えず、最大 200 万ユーロとなる。

- ▶ 受益者あたりの支援総額は、以下を超えてはならない。
- ▶ (i) 過去 3 つの閉鎖会計期間における受益者の平均年間総売上高の 15 %。また
- ▶ (ii) 援助申請が提出された月の前 12 か月間のエネルギーコストの 50 %。
- ▶ (iii) 加盟国が委員会の評価のために適切な正当化を提供した場合、流動性のニーズをカバーするために融資額が増額される可能性がある。付与の瞬間から、中小企業には今後 12 か月間、大企業には今後 6 か月間付与される。

## 2-5. EU ②Single Market Emergency Instrument (SMEI) : 発動事例 (指令・通知・措置等) (3/6)

### 2-2 【ウクライナ情勢を踏まえた措置】2022年農業投資財の価格上昇に伴う農家の支出増大支援として、EU 農村部開発に係る規則(Regulation(EU)1305/2013)の改定を実施し、第39条cに条文が追加された



ロシアのウクライナ侵攻の影響に対応  
して欧州農村開発農業基金  
(EAFRD) の下で例外的な一時的  
支援を提供するための措置に関する  
規則改正提案

同提案採択文書

出所)  
<[https://agriculture.ec.europa.eu/system/files/2022-05/support-eafrd-in-response-to-russian-invasion-ukraine\\_en\\_0.pdf](https://agriculture.ec.europa.eu/system/files/2022-05/support-eafrd-in-response-to-russian-invasion-ukraine_en_0.pdf)>

出所) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1033>>

#### 法改正の目的

農業市場でのエネルギー・肥料・資料の価格の高騰を受けて農業フードチェーンにおける農家と生産者の収入に関して懸念されていた。

(中略) 欧州委員会は、欧州農村開発農業基金 (EAFRD) の資金提供を受けて、加盟国が投入コスト、特に飼料と農産物の大幅な増加の影響を受ける農家および農産食品企業に流動性支援を提供できるようにする追加措置を提案している。肥料事業だけでなく、ガスや電気のコストが増加する加工産業におけるエネルギー集約型の事業も同様である。この支援は世界の食料安全保障に貢献し、投入コストの増加による市場の混乱に対処する。

#### 条文 (一部抜粋) 仮訳

#### ロシアのウクライナ侵攻の影響で特に影響を受けている農家や中小企業への例外的な一時的支援

- この措置に基づく支援は、本条に定める条件を条件として、事業活動の継続を確保することを目的として、特にロシアのウクライナ侵攻の影響を受けている農家および中小企業に緊急支援を提供するものとする。
- TFEU の附属書 I の対象となる農産物または綿花 (水産物を除く) の加工、販売、開発に活動する農家または中小企業に支援が与えられるものとする。生産プロセスの成果物は、その附属書の対象外の製品である可能性がある。
- 加盟国は、入手可能な証拠に基づいて、資格条件、および当該加盟国が適切と考える場合には選択基準を決定することにより、ロシアのウクライナ侵攻の影響により最も大きな影響を受ける受益者への支援を対象とするもので客観的かつ非差別的であるものとする。加盟国が提供する支援は、食料安全保障に貢献するか、市場の不均衡に対処するものとし、これらの目標を追求する活動のに従事する農家または中小企業を支援するものとする。
- 支援は、2023 年 3 月 31 日までに管轄当局によって承認された支援申請に基づいて、2023 年 10 月 15 日までに支払われる一時金の形式をとるものとする。その後の委員会による償還は、予算割り当てに従って行われるものとする。利用可能な資金が条件となる。支払いレベルは、客観的かつ非差別的な基準に従って、受益者のカテゴリーによって区別される場合がある。
- 支援の最大額は農家あたり 15,000 ユーロ、中小企業あたり 100,000 ユーロを超えてはならない。
- 本条に基づいて支援を与える場合、加盟国は、ロシアのウクライナ侵攻の影響に対応するための他の国家または連合の支援手段または民間計画に基づいて与えられた支援を考慮するものとする。

### 3 【ウクライナ情勢を踏まえた措置】2022年5月にウクライナ情勢を踏まえ農産物市場観測機能強化を高めるため統計データを公表するダッシュボードが設立された



**期間** : 2020年～ (データによっては2021年～)

**データの種類** :

**産出物価推移** : 製粉小麦価格、トウモロコシ価格、食用麦価格、菜種価格、ヒマワリ油価格、FOB価格、ユーロネクスト製粉小麦先物、シカゴ (CME) SRW小麦先物、シカゴ (SME) トウモロコシ先物、シカゴ (SME) 大豆先物、食料・商品・産出価格指数

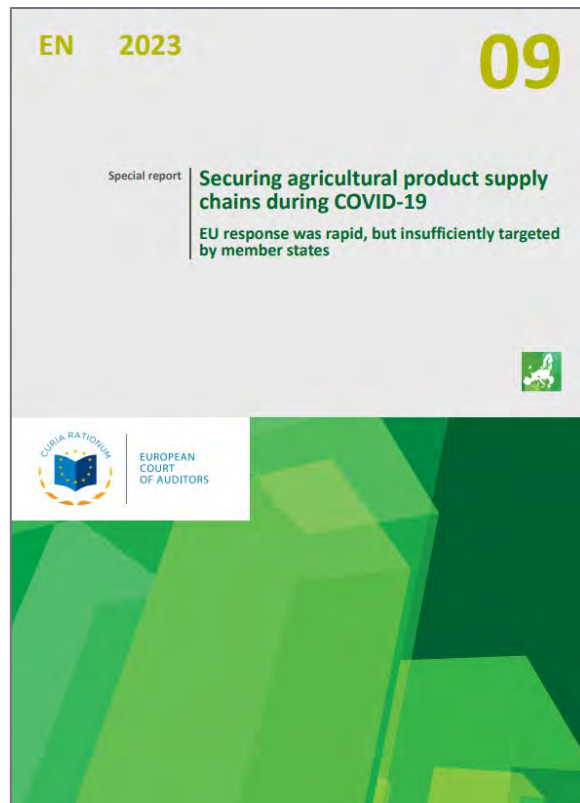
**投入物価推移** : プレント原油価格、IGCによる穀物及び油糧種子貨物指数 (GOFI)、食料・商品・投入価格指数

**生産量/備蓄量の推移** : 世界の生産量、EUの生産量、世界の備蓄、EUの備蓄、AMIS <<https://app.amis-outlook.org/#/market-database/supply-and-demand-overview>> が収集する生産量/備蓄量及び需給データの推移

**国際貿易貿易データ** : トウモロコシ・菜種・ヒマワリ油・ヒマワリ種子の輸入量推移、小麦の輸出量推移、対ロシア・ウクライナ貿易額等推移 (別ページへのリンク)

## 欧州会計検査院が発行したレポートにて、近年の予算措置についてまとめられており、CMO・TFEUを根拠法とする措置以外にも数多く実施されていたことを確認した。(具体例は次頁)

### Annex- COVID-19への対応及びウクライナ情勢を踏まえた食料安全保障対策 (仮訳)



評価レポート：COVID-19における農産物サプライチェーンの確保

|                                                                                                                             | 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応した食料安全保障対策                                                                                                           | ウクライナ情勢に対応した食料安全保障対策                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>Lump-sum payments</b><br> <b>一括払い措置</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7億1,200万ユーロを、農家1戸当たり7,000ユーロ、中小企業(SME)1社当たり5万ユーロを上限とする一時金として農家に支払う(措置21)。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農家を支援するため5億ユーロの緊急予備費を発動し、15,000ユーロから100,000ユーロの一時金で構成される最大14億ユーロの追加支援を行う(措置22)</li> </ul>     |
| <b>Market measures</b><br> <b>市場介入措置</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 乳製品および食肉製品の民間貯蔵補助</li> <li>▶ 牛乳、花卉、ワイン、ジャガイモ分野におけるEU競争規則の一次的適用除外と、ワインおよび青果物における例外的市場介入措置</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市場の安全対策: 豚肉市場を支援</li> </ul>                                                                   |
| <b>State aid</b><br> <b>補助金制度</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ Temporary Frameworkにおいて一次生産に従事する農家/農業事業者に対して29万ユーロ、加工・販売に従事する事業者に対して230万ユーロを上限とする国家支援を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農業に従事する企業にTemporary Crisis Frameworkの一環として加盟国は農業に従事する企業に最大25万ユーロを助成する制度を設けることができる。</li> </ul> |
| <b>CAP derogations</b><br> <b>CAP特例</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 期限の延長、リモートセンシングによる現地視察の廃止</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農家への完全なグリーンング支払いを維持しながら、EU内に確保された土地で作物の生産を許可するための例外的かつ一時的な特例</li> </ul>                       |

Source: ECA, based on data provided by the Commission.



## 代表的な措置お発動事例は下表の通り。欧州委員会へのヒアリング結果より、ハイライト部分の措置が特に重要であったことを聴取した

\*仮訳

| 日付          | 措置                                                         | 概要                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9 March     | EFSAの発表：食品がCOVID-19の感染源または感染経路であるという証拠はない                  |                                                                                                                                                                                                          |
| 19 March    | 国家補助に関する臨時危機枠組“Temporary framework for state aid measures” | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 流動性不足に直面している個々の農家に対し、加盟国が最大100,000ユーロの資金を提供可能とした</li> <li>▶ 援助の上限が2万ユーロに引き上げられた（特定の場合は2万5,000ユーロまで）</li> <li>▶ 食品加工・販売企業は最大80万ユーロの支援を受けることができる</li> </ul>       |
| 23 March    | “Green Lanes” の実施                                          | <p>シンゲマーケットを実施するためのガイドラインであり、食品を含む “必要不可欠な” 製品を優先して輸送（それだけに限定されない）する措置</p> <p>※衛生ルールの特例措置を含め、商品の移動を止めないこと、エッセンシャルワーカーの人流を止めないことを指令した</p>                                                                 |
| 30 March    | 農業、漁業、養殖業における季節労働者の重要労働者“critical workers”認定               |                                                                                                                                                                                                          |
| 6 April     | CAP支払申請期限の延長                                               | 5月15日から6月15日まで1ヶ月延長                                                                                                                                                                                      |
| 16 April    | 単一申請及び前払い制度の変更                                             | 直接支払における前払い率を50%から70%に、農村開発における前払い率を75%から85%に引き上げた                                                                                                                                                       |
| 16 April    | CAPに基づく監査の緩和措置                                             | 物理的な検査やその場でのチェックを、ジオタグ付きの写真、衛星画像、文書、ビデオ会議などの代替管理証拠に置き換えることが可能とした                                                                                                                                         |
| 23 April    | CRII+ の導入                                                  | <p>欧州農村開発農業基金（EAFRD）を含む欧州構造投資基金（ESIF）の利用に、以下の例外的な柔軟性と簡素化を導入した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 金融商品の使用における柔軟性</li> <li>▶ 資金金の再配分</li> <li>▶ 年次報告書の提出延期</li> <li>▶ パートナーシップ協定の修正不要</li> </ul> |
| 30 April    | 個人および中小企業への臨時一時金                                           | 農家1人当たり5,000ユーロ、中小企業1社当たり50,000ユーロを超えない限度額での支援金提供                                                                                                                                                        |
| 30 April    | EU競争法の適用除外                                                 | 事業者は、最大6カ月間、各自のレベルで市場対策を組織し、実施することが可能                                                                                                                                                                    |
| 30 April    | 分野別援助スキームの柔軟な支援プログラムの実施                                    | ワイン、果物、野菜、テーブルオリーブ、オリーブオイル、養蜂、EUの学校制度（牛乳、果物、野菜を対象）に対する柔軟な市場支援プログラムの実施                                                                                                                                    |
| 8 May       | 関税割当に関するライセンス申請・関税率割当                                      | 農産物の関税割当量（TRQ）およびバスマティ米に関する事業者のライセンス申請について、MSのライセンス発行当局は、経過措置期間中（2020年7月31日まで）、紙の書類の原本の代わりに電子コピーでの受付を可能とした                                                                                               |
| 30 June     | 2種類の振興プログラム                                                | 1,000万ユーロ（複数プログラムは500万ユーロ、簡易プログラムは500万ユーロ）の振興支援（対象：果物・野菜、ワイン、生きた植物、牛乳・乳製品、加工用ジャガイモ）                                                                                                                      |
| 7 July      | ワインセクターにおける追加パッケージ支援措置                                     |                                                                                                                                                                                                          |
| 21 July     | “Recovery Package”の導入 (Next Generation EU)                 |                                                                                                                                                                                                          |
| 21 December | EUにおける初めての新型コロナワクチンの販売許可付与                                 | バイオエヌテック社とファイザー社が開発したCOVID-19ワクチンについて条件付き販売許可を付与                                                                                                                                                         |

TFEU措置